

令和元年第4 鬼北町議会定例会

令和元年12月12日（木曜日）

○議事日程

令和元年12月12日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第51号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 鬼北町展示交流施設条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第9 議案第54号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第10 議案第55号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第56号 鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第57号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第58号 鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第59号 鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第60号 鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第61号 鬼北町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第17 議案第62号 工事変更請負契約（平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事）の締結について

て

- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 工事変更請負契約（鬼北町公営住宅栄町団地新築工事 A 棟）の締結について
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号 財産の取得の変更について
- 日程第 2 0 議案第 6 5 号 令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 1 議案第 6 6 号 令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 2 議案第 6 7 号 令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 6 8 号 令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 6 9 号 令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 7 0 号 令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 議案第 7 1 号 令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 7 議案第 7 2 号 令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 8 議案第 7 3 号 令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 9 発議第 1 号 鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 発議第 2 号 鬼北町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 同意第 3 号 鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 2 同意第 4 号 鬼北町教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 3 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 4 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 5 1 号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 2 号 鬼北町展示交流施設条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 9 議案第 5 4 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 1 0 議案第 5 5 号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 5 6 号 鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 5 7 号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 5 8 号 鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 5 9 号 鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 6 0 号 鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 6 1 号 鬼北町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 1 7 議案第 6 2 号 工事変更請負契約（平成 3 0 年 7 月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線 1 号箇所災害復旧工事）の締結について
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 工事変更請負契約（鬼北町公営住宅栄町団地新築工事 A 棟）の締結について
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号 財産の取得の変更について
- 日程第 2 0 議案第 6 5 号 令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 1 議案第 6 6 号 令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 2 議案第 6 7 号 令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第23 議案第68号 令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号) について
- 日程第24 議案第69号 令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補  
正予算(第1号) について
- 日程第25 議案第70号 令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算  
(第1号) について
- 日程第26 議案第71号 令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予  
算(第1号) について
- 日程第27 議案第72号 令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算(第2号) につ  
いて
- 日程第28 議案第73号 令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号) につ  
いて
- 日程第29 発議第1号 鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 発議第2号 鬼北町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日程第31 同意第3号 鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第32 同意第4号 鬼北町教育委員会委員の任命について
- 日程第33 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に  
ついて
- 日程第34 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につ  
いて
- 日程第35 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員(12名)

1番 高橋 聖子	2番 中山 定則
3番 末廣 啓	4番 山本 博士
5番 赤松 俊二	6番 松下 純次
7番 芝 照雄	8番 福原 良夫
9番 程内 覺	10番 松浦 司
11番 山崎 保	12番 渡邊 眞次

○欠席議員(なし)

○議会事務局

議会事務局長 谷口浩司 書 記 鶴井留美

○説明のため出席した者

町 長 兵頭誠亀	副 町 長 井上建司
総務財政課長 佐竹誠	企画振興課長 二宮浩
町民生活課長 古谷忠志	保健介護課長 芝達雄
環境保全課長 高田達也	日吉支所長 那須周造
農林課長 松本秀治	建設課長 上田司
水道課長 上田司	会計管理者 清家健二
教育長 筒井亀	教育課長 渡邊甫
農業委員会会長 川平定計	農業委員会事務局長 松本秀治
代表監査委員 上甲康夫	

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

ただいまから、令和元年第4回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（渡邊眞次君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

おはようございます。

令和元年第4回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

師走を向かえ随分と気温も下がり、冬の訪れを感じるようになりました。

そんな中、愛媛新聞にシリーズで掲載されていましたが、将来の出生数の課題が掲載されていました。

10日には、衛藤少子化担当大臣が記者会見を行い、2019年の出生数が87万人を下回る可能性があることを明らかにしました。想定より早いペースで出生数が減少しているとのことであります。衛藤大臣は、深刻な状況として強く認識していると述べられ、抜本的かつ総合的な少子化対策を推進していかなければならないと発言されています。

当町においても、少子化の傾向は続いており、喫緊の課題であると認識しているところであります。少子化対策、住みよいまちづくり施策を強力に推進しなければならない必要性を感じているところであります。

そして、先月より取り組んでおります、宮城県白石市への災害募金活動ですが、議員の皆様をはじめ、各種企業、集落単位、団体、多くの町民の方々から御賛同いただき、昨日現在71万6,000円に達したところでございます。

御賛同いただいた皆様に改めて深く感謝を申し上げますとともに、来月にも白石市山田市長様に町民の皆様の思いをしっかりと届けることをお約束いたします。ありがとうございました。

さて、本日の定例会は、条例の制定2件、条例の一部改正8件、計画の一部変更1

件、工事変更請負契約の締結 2 件、財産の取得の変更 1 件、令和元年度一般会計補正予算 1 件、特別会計補正予算 6 件、企業会計補正予算 2 件、同意案件 2 件を提案いたしております。

御審議のほどをよろしくお願い申し上げまして、令和元年第 4 回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長（渡邊眞次君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、9 番、程内覺議員、1 0 番、松浦司議員、以上の両議員を指名します。

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から 1 2 月 1 3 日までの 2 日間としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から 1 2 月 1 3 日までの 2 日間と決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、監査委員から、小学校、中学校、学校給食センター、学校給食共同調理場、総務財政課、教育課、診療所の所管に係る定期監査、並びに同法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、令和元年 8 月分、9 月分、1 0 月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、10月16日、徳島県徳島市で開催された、第60回四国地区町村議会議長会研修会及び11月21日、総務産業建設常任委員会、厚生文教常任委員会が合同で鳥取県日南町の行政視察調査を行ったので、赤松俊二総務産業建設常任委員長から報告を受けます。

○総務産業建設常任委員会委員長（赤松俊二君）

改めまして、おはようございます。

それでは、研修会報告をいたします。

まず、はじめに、恒例の第60回四国地区町村議会議長会研修会が、10月16日、徳島市で開催され、四国各地から多くの町村議会議員が参加し、盛大に開催されました。

はじめに、四国地区会長である加藤徳島県会長が開会の挨拶を述べた後、自治功労者の表彰が行われ、加藤会長から各県の被表彰者代表に表彰状が授与されました。

次に、講演に入り、研修会の講演は、まず「政権の課題とポスト安倍の行方」と題して、政治ジャーナリスト、田崎史郎氏から、ポスト安倍は誰だとの予想など、90分間軽妙な語り口で話され、受講者は熱心に聞き入っておりました。

2つ目の講演は、「地方創生のリアル、覚悟はあるのか」、講師は四国アイランドリーグp l u s理事長、坂口裕昭氏。四国にプロ野球の独立リーグが誕生して15年、この間の歩みや活動が地域社会の未来に役立つことを訴えられておりました。

研修会後の感想としまして、新しい視点での話が大いに参考となり、今後の鬼北町においても、地方創生について考えるよい機会になったと思います。

以上で、議員研修会報告を終わります。

続きまして、常任委員会合同行政視察研修報告をいたします。

11月21日から22日にかけて、行政視察を行いました。視察先は、過疎、高齢化が進行する中で、過疎がもたらすさまざまな課題に取り組んでいる鳥取県日南町を訪ねました。

日南町の概要といたしまして、中国山地のほぼ中央にあり、広島県、岡山県、島根県、3県に隣接し、面積は341キロ平方メートル、人口は2019年9月30日現在4,524人、面積の88.1%が森林であり、農林業が主な産業という典型的な中山間地域であり、高齢化率も50%を超えている、全国の中でも過疎高齢化が進んでいる自治体の1つであります。

研修内容といたしまして、農林業従事者の育成・確保について、市町村有償運送、過疎地有償運送について、自然の恵みの有効活用についてを研修いたしました。

特に、農林業従事者の育成確保についての特色ある取り組み事例については、日南町は全国から農林業研修生を積極的に募集し、定住者の育成に取り組んでおり、農業研修生は3年目で自立を、林業研修生は2年目で町内林業企業への就職を目指しているとのことであった。期間中は専任の指導者を配置し、年間を通じたカリキュラムを設定し、農林業技術者の習得をサポートしているとのことであった。

視察の総括として、過疎化の問題はどここの自治体でも抱える問題である。想像力と責任感をもって過疎問題に取り組むべきであると感じた。

日南町は、創造的過疎をテーマにまちづくりに取り組んでいる。成果も大事だが、今取り組んでいることを重視しているとの言葉が印象的であり、研修は非常に充実した有意義なものでありました。

以上で、常任委員会合同行政視察の報告を終わります。

○議長（渡邊眞次君）

次に、11月13日に東京で開催されました、第63回町村議会議長全国大会に参加しました。大会において、東日本大震災等大規模自然災害からの復興及び災害対策に関する特別決議、議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する特別決議の2件の特別決議が承認されました。その内容は、議会事務局に保管しておりますので、後刻お目通しください。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告に、9月定例会以降の行動状況を提示いたしております。

10月、11月は、町内各地域において文化、教育、スポーツイベントが盛んに行われました。また、10月19日には、鬼北町と松野町を会場として、愛媛県防災訓練が開催され、6,000人に及ぶ参加者の中でさまざまな角度からの防災、減災活動を展開することができました。

議員各位におかれましては、これらの多くの事業に御参加いただき、まちづくり活動に参画いただきましたこと、御礼申し上げます。

11月には、3度上京し、さまざまな要望活動、陳情に参加してまいりました。5日、災害復旧促進全国大会、6日、治水事業促進全国大会、7日、木材利用促進全国会議設立総会、19日、全国治水・砂防促進大会、20日、四国西南地域道路整備促進協議会中央要望、27日、全国町村長大会、同日、日本林道協会通常総会、28日、全国山村振興連盟通常総会、同日、全国国保制度改善強化促進大会、29日、地元国会議員との歓談、30日、「町イチ！村イチ！2019」鬼北町参加イベント視察などであります。

陳情、要望活動の詳細は別としまして、多くの市町村理事者などが、国交省、農林省をはじめ各省に出向き、大行列の中、地元の課題を訴える毎日でありました。

また、上京する中で、すき間の時間を利用して、11月8日、近年鬼北熟成キジを継続的に購入いただいている群馬県甘楽町、茂原町長、道の駅社長などを訪問、御挨拶してまいりました。甘楽町は、町の鳥がキジであり、道の駅のグルメとして、桃太郎ごはんを販売されたり、宿泊施設においては、キジ鍋やキジだんごなど、年間約400万円程度御利用いただいているところであり、今後における継続的な利用をお願いしてきたところであります。

10月20日、3年ぶりに開かれた、今蘇る武左衛門一揆の道に参加いたしました。このイベントは、地元日吉地区の熱い思いとして開催することはもちろんですが、今回は宇和島市吉田町の復興を日吉地区の方々が心から応援したいとする思いなどを届けたいという目的もありました。

一方で、ロードの終着点は、歴史の悲惨な事実を後世に受け継がれている宇和島市吉田町に設定していることについて、熱い思いとは裏腹に、遠い昔一揆の責任を取るため切腹した吉田藩家老、安藤継明を祭る安藤神社にも参拝したいと考えましたが、承諾いただけるか心配でありました。しかし、当日は、現在の安藤神社宮司様をはじめ、吉田町商工会長様、宇和島市長にもお迎えいただき、まちづくりイベントとして認識いただき、さらに歓迎していただいたことは、何よりもの収穫であったと感じております。

さて、令和最初の年の瀬もあと半月余りとなりましたが、来年度予算編成や中期的な計画について、多忙な中にもじっくり検討できる時間を設け、一層努力してまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、福原良夫議員、末廣啓議員、中山定則議員、山本博士議員の4名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず8番、福原良夫議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

福原議員、質問1についての質問を行ってください。

○8番（福原良夫君）

議席番号8番、福原良夫です。

3問質問を行います。

第1問、北宇和病院についてお伺いいたします。

北宇和病院は、町民にとってはなくてはならない病院であるが、これからの運営はどのように考えているか町長の御意見を伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第1番目の北宇和病院についての御質問にお答えをいたします。

北宇和病院の運営につきましては、5月に開催されました全員協議会において御説明申し上げましたとおり、依然として厳しい経営状況であります。施政方針でお示ししましたように、当町や周辺地域の住民の方々にとりましては、北宇和病院は地域医療の拠点として重要な施設でありますので、今後も存続していく考えに変わりありません。

北宇和病院につきましては、御案内のとおり、指定管理者に管理運営を委託しており、令和2年度末に契約期間が満了になることから、指定管理者である旭川荘と現在協議をしているところでありますが、9月に開催されました全員協議会において御説明申し上げましたように、今後、病棟集約や経営の改善を目指した取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、福原良夫議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○8番（福原良夫君）

答弁がありましたけども、内容的には病棟、または入院患者、療養病棟あるわけですが、病棟の55、療養ベッドの45ですか。この入院患者等は今どうなっているのか。また、これからやっていく上で、入院患者を受け入れていくのか、もう入院患者を受け入れないのか、この件。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきましては、保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

現在の療養病棟に入っておられる患者さんについては、一応まず今後も治療を要する方については、療養病棟休止後、一般病棟へ移っていただくように予定をしております。それから、その他の療養病棟に入院されている方については、現在ほかの施設への移転、移っていただくように準備を進めているところです。それに当たっては、家族や本人の混乱を避けるために、病院内で対応する部署を設置しまして対応しているところです。

以上で質問の回答とさせていただきます。

○8番（福原良夫君）

ほかへ移っていただくということですが、ほか等々の病院等の計画というか、ほかの受け入れ体制は整っているんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

その件につきましては、それぞれ対象者の入院患者の方、希望されている転院先さままでありますが、それぞれ病院のほうも協力して対応しているところです。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1、北宇和病院については、了承でよろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、福原議員、質問2についての質問を行ってください。

○8番（福原良夫君）

質問2、成川溪谷休養センターについてお伺いいたします。

成川溪谷休養センターは経営が大変と思いますが、何か新しいことは考えておられるか、これからの経営方針についてお伺いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第2番目の成川溪谷休養センターについての御質問にお答えをいたします。

当施設につきましては、平成25年度から東京に本社を置く業者に指定管理者として管理運営をお願いしておりますが、議員御承知のとおり、経営状況は非常に厳しい状況であり、指定管理者と協議する中で、今年度については、経営赤字分を町において負担し、指定管理者とさらに連携を密にして経営改善に取り組んでいく旨、5月に開催されました全員協議会において御説明申し上げ、御理解をいただいたところであります。

成川溪谷休養センターは、経営が大変だと思うが、何か新しいことは考えているのか問うとの御質問であります。今年度新たな取り組みといたしまして、温泉利用客へのポイントカードの発行、成川溪谷におけるヨガ教室の開催、学生合宿における宿泊施設利用への県外営業活動、町内外におけるイベントでの販売促進活動など、集客の拡大に取り組んでいるところでありますが、収益の見込める繁忙期の夏場において台風の影響や老朽化した温泉施設の故障等によりまして、定休日以外の休館もやむなしの状況もあり、予約キャンセル率が60%を超えるなど、予想外の収益の大幅な減収があったところであります。

そのような状況の中、各方面から、新たな指定管理者と契約をしてみても、また施設の売却は考えていないのか、さらに直営に戻したらどうかなど、さまざまな御意見をいただいているところであります。

今後の展開といたしましては、施設そのものの改修はもとより、接客、応対面、溪谷のよさを生かした利用客増進策など新たな転換策を講じるべく、関係各位と協議を進めているところでありますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、福原良夫議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○8番（福原良夫君）

答弁いただきましたけども、ポイントカード等新しいことを考えておられるようですけども、ほかにですね、これはインターネット等を見た、見られたとも思いますけども、いずれトイレのほうは共同であるとか、これはロッジの分ですけども、いろいろな問題点があると思います。一番朝風呂が入れないとか、そういうところもあると思いますが、そういう改善はどうですか。

○町長（兵頭誠亀君）

担当であります企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ロッジ等のトイレ等についての件でございますけども、今現在一応施設にはついていないんですけども、そういったものにつきましても、今後、先ほど町長の答弁にありましたように、施設の改修等の点について、今後、協議をしながら実行に移させていただくような検討をさせていただいたらというふうに思います。

○8番（福原良夫君）

いろいろPRもされておると思うんですけども、このPRの成果というものは、どれぐらい出とるか、わかれば。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

PR等につきましては、雑誌、新聞、そして広告等で、鬼北町の観光は成川溪谷休養センター利用について随時行っておりますけれども、先ほど町長の答弁にありましたように、昨年ですかね、ちょっと実績を報告させていただいたと思いますけども、平成27年に施設の改修をいたしました。その当時の5年間の中でのピークでありますけれども、6万7,000人近くの方が利用をいただいていたわけですが、そういった中で、どんどんPRをするわけですが、昨年の平成30年西日本豪雨、それから温泉が2か月間休館をしたわけですが、そのような中で、徐々に利用客が減りまして、今のところ、昨年は4万9,000人というふうなことで、約1万8,000人ほど利用客は減っております。

そういった状況でもありますが、PRは重ねておりますが、徐々に減少傾向にあるというふうなことで、PR効果はあるにしろ、そういった温泉の老朽化とか、そういった災害等によって、現在利用客は徐々に減っているというふうなことでございます。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で、質問2については終了します。

続いて、福原議員、質問3についての質問を行ってください。

○8番（福原良夫君）

質問3、ブレーキの踏み間違い防止装置についてお伺いいたします。

最近では、高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いで交通事故になることが多くなっていると聞いております。町内では余り聞きませんが、都会では多いみたいであります。

国土交通省も実用化を要請する方針を示しておるところであります。これを踏まえて、鬼北町でも高齢者の方に踏み間違い防止装置を取りつける補助金を出してはと思うが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第3番目のブレーキの踏み間違い防止装置についての御質問にお答えをいたします。

昨今、高齢の方々の自動車のアクセルの踏み間違えによる悲惨な事故が全国的にも多発しており、マスコミでも数多くニュースに取り上げられ、社会問題化しているところであります。

現在、愛媛県では、愛媛県警や市町、関係機関や団体と連携して、高齢運転者の身体機能等の低下に伴う交通事故防止対策に取り組んでおります。

愛媛県警による認知機能検査、免許更新時における高齢者講習はもとより、高齢運転手を対象とした免許返納サポート事業、参加体験型交通安全教室に加えて、高齢者等の交通事故防止に効果があるとされる安全運転サポート車の乗車体験や活用促進に向けた広報・啓発等を行っているところであります。

鬼北町でも高齢者の方に踏み間違い防止装置を取りつける補助金を出してはと思うが町長の考えを問うとの御質問であります。高齢者を対象とした安全運転サポート車に関する自治体等の補助に関しては、一部の県等で導入されており、東京都では、本年7月から後づけの踏み間違い防止装置の購入補助金制度を導入しております。

本年6月18日に政府が決定した交通安全緊急対策によりますと、国が1つ目は、歩行者等の検知時に起動する衝突被害軽減ブレーキの国内基準の策定や新車への搭載の義務化。2つ目は、アクセル、ブレーキ、踏み間違い時の加速抑制装置の規制の認定制度の導入。3つ目は、安全運転サポート車に限定した高齢者向け免許制度の創設などの総合的な施策の検討を進めることとしていることから、愛媛県としては、当国や他県の動向を注視する方針であると伺っております。

11月21日付の日本経済新聞によりますと、政府は、高齢者の運転を手助けする装置などがある安全運転サポート車の購入を補助する制度をつくる考えであります。今朝のNHKニュースでも紹介されておりましたとおり、65歳以上の高齢者を対象に、原則として新車1台当たり10万円、軽自動車は7万円をめどに助成する方向で検討されており、12月にまとめる経済対策に主要施策として盛り込み、2019年度補正予算案と2020年度当初予算案に必要な経費を計上する予定とされています。

このような状況でありますので、鬼北町におきましては、国・県の予算計上の動向を見据えながら、新たな補助制度を構築するかどうか検討をしてみたいと考えております。

以上で、福原良夫議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

答弁いただきましたけども、東京都におかれましては、本人が1割負担、上限もなしで10万円という報道になっております。東京都と鬼北町とでは財源が大分違うからなかなかとは思いますが、インターネット等々で見ますと、愛媛県も中村知事に要望等々があったようであります。でも検討したいといっても、まだ検討する段階でありましたけども、愛媛県で1つもないと。先駆けて鬼北町がやったらという思いはあります。何でも一番先にやるのが一番というのが原則だと思いますけども、ほかの町村に比べれば多少あります。19件、20件という町村がありますけども、その中で、この間、鳥取県日南町のほうに行きました。ここも補助を出しております。上限額はいろいろであります。また年齢等々もいろいろでありますけども、3分の1出したりとか、県でほかの7万円であれば5万円とめるとか、3万円とめるとか、いろいろではあります。また、70歳以上、65歳以上、年齢もさまざまではありますけども、その中で、鬼北町としてももうちょっと考えていったらと思うんですけども、町長に伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

福原議員さんの言われるとおりといいいますか、考え方については、私も同じところではあります。ただ、この制度といいいますか、このような考え方が数年前から国のほうにあったことを私も存じておったんですけども、ただ、そのような状況があつて、高齢者の方々が車を運転したい、また運転をしなければならない、鬼北町にはその両方、運転しなければならない状況と運転したいという欲望と、両方がいらっしゃって、それをどのように区別しなければならないのか、または区別しなくてもこの補助金を出すのかということをお私に迷っているわけでありまして。

といいいますのは、やはり高齢者の方々に操作を誤るといふような状況の中で運転をさすことが本当にいいのかどうか、私はそこのほうが心配でありまして、そこまでして運転をせなければならぬ状況等が鬼北町にあるといふことの状況を痛感しながらも、この補助金を出さなければならぬのかなと、今考えをまとめているところであります。

私の申し上げる意味はわかっていただけると思うんですけども、なかなかこれが導入するにしても、この装置を導入したから必ず事故が起きないといふものではないとせんし、どう考えるのか、そこはもう少し議員さん方、町民の方々と議論させていただきたいと思っております。

以上です。

○8番（福原良夫君）

町長の言うこともわかりますけども、確かにデマンドバス等、補助金等々、町も出し始めました。その中であつて、やっぱりどうしても時間的にどう言いますか、若い者が仕事に出とる。後をお年寄りだけが残っておるといふ時点で車を運転しなければならない、危険が出てくると思ひます。バス等もそう再々は今ところない状態ですから、そこをもうちょっと緩和的に、愛媛県で一番といふことを考えていただきたいと思ひます。

○町長（兵頭誠亀君）

交通弱者対策といふことについての私も公約といたしておりましたので、この案件につきましても、その1つの手段だといふことを私も十分考えておるつもりであります。ただ、交通弱者対策をしていく手段としてこれが一番適当なのか、または、今言ひいただきましたデマンドバスとか、そこらあたりと一緒に考えるべきなのか、または、それ以外の方法を考えるのかといふところで、なるべく早く結論を出したいと思ひますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで福原良夫議員の質問を終わります。

次に、3番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間は、ただいまから60分の予定です。

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

議席番号3番、末廣啓でございます。

今日は2件通告書のとおり、一問一答方式で質問をいたします。よろしくお願いいたします。

質問1、障がい者の方々に対する配慮について問います。

来年開かれる東京オリンピック・パラリンピックを迎えるに当たり、障がい者の方々が日常生活において、健常者と変わらぬよりよい暮らしができるよう、いかなる場所においてもさらなる配慮が必要だと思う。

そこで、下記のことについて問う。

(1) 町内に肢体不自由な方、目が不自由な方、耳に障害のある方、また車椅子を利用されている方が、それぞれどれくらいおられるのかを問う。

(2) 町内の公共施設において、障がい者の方々が安心して利用できるよう、点字ブロックや手すり等の設置の普及はどれくらい進んでいるか問う。

(3) 議場にスロープを設け、車椅子の方の傍聴席をつくるべきではないか問います。

よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の障がい者の方々に対する配慮についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町内に肢体不自由な方、耳に障害のある方、また車椅子を利用され

ている方がどれぐらいいらっしゃるのか問うとの御質問ですが、現在、当町に住んでおられる方の中で身体障害者手帳を所持されている方は、全体で528名おられまして、障害の区分ごとの人数は、視覚障がい者が45名、聴覚平衡機能障害が21名、音声言語そしゃく機能障害が3名、肢体不自由者が260名、そのほか心臓の機能障害等の内部障害が198名となっております。

平成29年度末の調査では、全体の人数が600人でありましたので、人口減少の影響もあり、総数としては減少傾向にあります。

なお、車椅子を利用されている方がどれぐらいいるかという点につきましては、調査データがありませんので、人数についてはわかりませんが、障がい者福祉サービスで個人に給付を行った車椅子の台数については、平成18年度以降16台となっております。

次に、2点目の町内の公共施設において、障がい者の方々が安心して利用できるよう、点字ブロックや手すり等の設置の普及はどれぐらい進んでいるか問うとの御質問ですが、これまで身障者用の設備の設置については、細かく調査したデータはありませんが、福祉施設以外では点字ブロックはほとんど設置されておりませんし、トイレ以外の手すりの設置についても障害のある方に配慮した設備の普及については、まだまだ不十分であると考えております。

つきましては、平成29年度に策定した鬼北町障害者計画（第5期）障害福祉計画の計画期間が令和2年度で満了となりますので、来年度策定を予定している第6期計画の策定作業に当たっては、公共施設の調査等も行い、配慮が必要な点について洗い出し、これから新設される施設はもちろん、既存の施設についても、改修の際には、必要に応じ、障害のある方をはじめ、全ての人々にとって使いやすい設備の導入を促すなど、改善に向けた取り組みを検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、3点目の議場にスロープを設け、車椅子の方の傍聴席をつくるべきではないか問うとの御質問にお答えをいたします。

車椅子の方の傍聴席につきましては、本庁舎の改修時に検討したところでありますので、その際の考え方について御説明申し上げます。

建物内部にスロープを設置する場合、建築基準法では、車椅子を利用するスロープの場合には、12分の1以下の勾配にする必要があります、現在の傍聴席の1段目に上がるには、少なくとも3.6メートルの長さのスロープが必要になります。また、通路幅については、介護者と人とのすれ違いを考えますと、1.2メートル以上の幅が必

要であり、さらに車椅子が方向転換するために直径1.5メートルの踊り場と同程度の乗り込みスペースが必要になります。

その結果、現在の傍聴席で考えますと、4列ある傍聴席のうち、2列の傍聴席の半分程度のスペースが必要になると考えられ、傍聴席の数が4分の1程度減少することなどから、車椅子の方の傍聴席につきましては、傍聴席と議員席の間の傍聴席に入る手前の平坦な部分に仕切りを設けて設置するのが妥当であるとの結論に至ったところであります。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

質問1、（2）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

この質問に際して、本庁舎とか、ひまわり、鬼北総合公園、北宇和病院等の状況を見学しましたが、ほとんどのところで点字表示はなされておられません。本庁舎の改修のときにトイレ等を改修されたときに点字があるのと、国体のときに総合公園のトイレを改修された折に点字ブロック、改修したトイレだけに点字ブロックが設置されている程度です。

この状況では、余りにも障がい者の方々への配慮が足りないのではなかろうかと思いますが、そこら辺の考え方はいかがでしょうか、よろしくお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

議員が御指摘のとおりでありまして、申し訳なく思っております。障害を持たれる方々については、先ほども申し上げましたように、視覚、聴覚、いろんな障害がありまして、例えば今の点字ブロックであれば、ある一定の方へのサービスを一般の方と一緒にするというふうなところがありますけれども、総合的な部分についてできてないというところにこの問題の原点があると私は思っております。

この庁舎を改修する折もですね、そこらあたりにも注意すべき点があったのかなと思っておりますけれども、ただ、3つ目の分もありましたように、現段階の庁舎での改修の中でできるところとできないところがあったということは、あるのではないかなと思っております。

あと一番前の庁舎でひどかったのがトイレが男女一緒だったと、まずそこらからというところがあったんですけども、今御指摘のように、点字ブロック、また3階の傍聴席がなかなか幅がとれないという状況について、一つひとつ問題を解決するように、今回の御質問のあった後も話はしよるんですけども、全部が全部予算に計上することがなかなか難しいというのが現状であります。

○3番（末廣 啓君）

今ほど答弁いただきましたが、先ほどの答弁の中で、鬼北町障害者計画、これが平成30年度から来年度で完了しますということで、私もこのあれを持っておるんですけども、まだ今途中なんですけども、来年度まだ1年あるんですけども、2年間でどういうふうなことをされたのか、わかればお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきまして、町民生活課長のほうから答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

計画の中で主要施策ということで、官公庁施設、公共施設については、障がい者や高齢者が円滑に利用できるバリアフリー化を図るとともに、既存の施設についてもバリア改修に努めますとございます。

新しくできている町営住宅等については、スロープ、手すり等を考慮はされていると思いますけれども、既存の施設については、まだまだこのような目標には至っていないと思われまます。

その中で、鬼北町の社会福祉協議会の施設の改修の補助を行ったり、避難所等の物品の助成を行ったり、そのあたりを現在は行っております。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

ありがとうございました。

この鬼北町障害者計画というのは、また3年間、第6期も計画されるようなんですけども、もう一つだけ、鬼北総合公園のアリーナには、車椅子席が設けてあります。多分12台ぐらい入ると思うんですけども、がグラウンドへの観客席、グラウンドの観覧席というんですか、には車椅子席がないように思いました。エレベーターで上ってグラウンド観覧席に出ても専用席がないと、非常に怖くて、そこにおれない状況だろうと思います。坊ちゃんスタジアムとかに行けば、前にバーがあって、ちゃんと観客席に車椅子席があるわけなんですけども、これだけ障がい者の方々への配慮が叫ばれ

ている中で、アリーナにはあるけども、グラウンド観覧席にないというのは、ちょっと不都合じゃなかろうかなと思います。予算も伴うことではありますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

体育館の中の誘導といいますか、ものについては、国体のときもちゃんと入れるよというところで再確認をしたところでもありますけども、ただ、国体は、屋内のスポーツでありましたために、屋外までのところについての配慮は不足をしておったなどというような気はいたします。確かに障がい者、車椅子の方が2階のところでご覧になれるというときには、そのような状況が発生するというのは、実態がありますので、少し時間をいただいて検討させていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（3）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

先ほど答弁の中で、スロープの3.6メートルの距離を要するとか、いろいろありました。その中で、2列の半分が障がい者用の車椅子席をつくると、2列の半分を要するというところで、傍聴席が4分の1減少すると、減るということやったんですけども、傍聴席が4分の1減少したら何か問題があるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

今の傍聴席をですね、今までの議会の中でもいっぱいになったこともありますので、そこは御理解いただきたいなと。ただし、今の状況では、4分の1がなくなるということについて難しいというような御返答をさせていただきましたけども、ただ、議長、また議員各位の御同意が得れば、この議場の利用規程の中には、傍聴席にしか傍聴人が入ったらいけないとか書いてないんですよ。ですから、もし車椅子の方々が3名、5名とお越しいただいたときには、できれば議員さんのお許しをいただいて、議員の席と傍聴席の間に、もうあいたところにどンドン今は入っていただくということも私は可能だと思います。そこらあたりは議員の方々の御協力をいただいて、多くの方々に傍聴していただくという目的のために傍聴席を拡大したいというふうに思っております。

ます。御協力のほどをお願いいたします。

○3番（末廣 啓君）

ふだんは傍聴席、余り傍聴者が来られることはないんですけども、今、町長が言われましたように、いっぱいになったこともあったと言われました。ただ、いっぱいになることがあっても傍聴者は何人ですよということでとめればいいことであって、傍聴に車椅子で来られた方が、その隅に仕切りをつくってスペースを確保するというのは、すごい障がい者軽視の部分があるんじゃないかなと思うんですけども、来る来ないは別として、そういう車椅子席を設ける体制を整えておくということが必要じゃないかなと思うんですけども、最後にここだけ町長にお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

私は軽視をしておるつもりは全くございません。ここにお越しいただいて、傍聴席は後ろにありますけども、傍聴席以外でも、この議会の議員さん方、または理事者のほうの受け答えの強弱、臨場感というものが受け取っていただければ、傍聴席で健常者、また障害のある方の受け取り方というのは、この議場の中であれば私は一緒やと思うんですよ。ただ、それをしっかりとした形で場所を設けるべきじゃないかという点については、私も否定はいたしませんので、議員さん方がもっともつとそこらについては、議場を改修してでも、税金を投入してでもやったほうがええというふうな御意見が一杯あれば、そこらは私ももう少し考えさせていただきたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、末廣議員、質問2についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

それでは、質問2、マイナンバーカードについてお伺いします。

平成27年10月以降、マイナンバーが通知されました。国民の利便性の向上や、行政事務の効率化等を目的に通知、導入されたものでありますが、通知カードが届いてもなかなかマイナンバーカードの交付までに至っていないように思われます。

そこで、下記のことについて問います。

(1) 鬼北町内におけるマイナンバーカードの交付率はどれぐらいかを問います。

(2) マイナンバーカードを受け取った後のメリットは何かを問います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員のマイナンバーカードについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北町内におけるマイナンバーカードの交付率はどれぐらいか問うとの御質問であります。当町の交付率は、令和元年10月31日現在で15.75%となっており、県内では20市町中、3番目に高い数字となっております。この時点での交付率は、全国で約14.3%、愛媛県では約11.6%となっており、当町の交付率は、全国平均よりはやや高いという状況であります。これまで町としては、一部の税の申告会場で申請受付を行ったり、2か月に1回、土曜日または日曜日に特別窓口を本庁において開設し、町民の方の申請受付や相談等を実施しながら交付率の向上に努めておりますが、交付率については、大幅には伸びておりませんので、今後は、日吉支所においても申請受付やカードの受け取りができるよう、現在準備を進めているところであります。

次に、2点目のマイナンバーカードを受け取った後のメリットは何か問うとの御質問であります。まずマイナンバーカードは運転免許証やパスポートと同様に顔写真入りの身分証明書として官民間問わず広く使用できますので、運転免許証を持たれていない方や、高齢により運転免許証を返納された方などにとっては、運転免許証にかわる身分証明書として利用できますし、各種手続でマイナンバーとともに身分証明書の提示が必要になる場合には、1枚で両方の確認が可能となります。ほかには、マイナーポータルという政府が運用するオンラインサービスにより、行政機関等が持っている自分の特定個人情報や行政機関同士がやりとりした自分の特定個人情報の履歴を確認したり、地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請が利用できるようになります。また、より簡単な方法でインターネットでの確定申告ができたり、クレジットカードのポイントや航空会社のマイレージを自治体独自のポイントに交換して利用できる自治体ポイント等が利用可能になるといった点が挙げられます。

今後といたしましては、令和2年度にマイナンバーカードを活用した国の消費活性

化策マイナーポイントが、全国的に実施される予定になっていますが、このマイナーポイント制度は、2020年9月から2021年3月までの7か月間で最大2万円までのキャッシュレス決済の利用や入金チャージにつき25%に当たる5,000円分のポイントが付与されるというもので、ポイント還元を受けるためには、マイナンバーカードの取得が必須となっております。

以上、申し上げたようなメリットがあるわけですが、現時点では当町において使えないサービスがあったり、複雑な手続が必要なものもありますので、なかなかメリットを感じない部分も多いかとは思いますが、将来的にはマイナンバーカードに保険証の機能を持たせたり、民間を含めた新たなサービスの提供が検討されていることとありますので、当町といたしましても、町民の皆様に適宜情報を提供しながら、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと考えております。

以上で、末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

今ほど答弁いただきましたが、案外鬼北町の方、交付を受けられておるなという印象です。もっと低いのかと思っておりました。ただ、防災無線等で町民の方々に交付申請を盛んに促されておりますが、役場職員の方の取得率、交付取得率というのはわかるんですか。わかれば教えていただきたいと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

11月末で調査をいたしましたところ、調査対象職員数が249名のうち、現在141名が取得、または申請をしているということで、率にいたしますと56.6%となっております。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

約半分の方が取得されておるということで、職員の方に取得するようにという促しはされておるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

はい、私の口からお願いというか、啓発をいたしております。

○3番（末廣 啓君）

土曜日、日曜日に特別窓口を設けておる、今後は日吉支所にも開設をされるということでしたが、特別窓口の利用率はどれぐらいなのかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

ただいまの御質問ですけれども、今年度に入った特設窓口の取扱件数を申しますと、4月が7件、6月が7件、8月が26件、10月が25件というふうな状況になっております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2、（1）については、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

質問2、（2）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

申請とか、交付までの間の手間の煩わしさとか、マイナンバーカードがなくてもふだんの生活には、余りほとんどといっていいほど困らないと思うんですけども、私も取得しておりますが、使ったことが余り記憶にないんです。そこら辺が普及しない原因があるかと思います。メリットについて、防災無線とか、回覧で、もっと町民の方にわかりやすく説明したほうが普及するんじゃないかなと思います。今の防災無線の促し方では、開設してますので来てくださいというぐらいの放送なので、もっとメリットをわかりやすくしたほうがよろしいんじゃないかなと思います。昨日公民館に行きましたらポスターが貼ってありました。その中には、わかりやすく書いてあるんですけども、各種証明書をコンビニで取得できますよとか、身分証明書になりますよ、ポイントで買い物ができますよとか、いろいろ書いてありますので、そういうのを回覧等で回したらもっと普及するんじゃないかなと思いますが、そこら辺の考えはいかがでしょう。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

議員言われるとおりでと思うんですけども、行政の思いといいますか、これを取得していただいたときに、町民の方々それぞれ御本人のサービスについて、これぐらいのメリットがありますよというふうなところのメリットの幅というものが、やはりそれぞれの町民の方々が思われる幅というものと比べますと、やはり低いんだろうなと思ってます。一番はじめにこれが導入されたときには、各全国民にナンバーがつくというところで、全てを集約されるのが嫌だというふうな個人個人の思いというものが全国の国民の方々にあって、このような数字になっておることは、多分御承知のとおりやと思うんですけども、ただ、今は各個人個人の情報というのは、このマイナンバー以外に、それぞれ携帯会社への情報提供、それから、それぞれの各個人が入られておるクラブ、いろんなどころで情報を出しております。守秘義務はあっても、どんな形であれ、実際それがいろんなどころに使われる可能性がゼロではないわけでありますから、そういうふうなところで、少しずつこのサービスをもっともっと展開をする策というものを考えなければならないなと思っております。

今、私も取得してからは、2回ほど確定申告に使っただけなものですから、そんな大きい声では言えないんですけども、ただ、もっともっと今議員さん言われたように、このメリットというものをわかりやすく町民に御提供できるような方法を考えたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○3番（末廣 啓君）

先ほどの説明の中で、マイナーポイント制度が来年の7月からやなかったんですか、9月からですか。9月。ネットで見るときは、7月からというふうに書いてあったんですけども、この前、先日東京へ行ったときに、Suicaというカードをつくりました。非常に便利なかったんですけども、Suicaは使えるんですか。それと、ほかにもどういうカードがポイント制度で使えるのか、鬼北町の中でどこで使えるのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

マイナーポイントのほうについては、企画のほうで担当させていただいておりますので、私のほうからお答えさせていただいたらと思っておりますが、Suica等のマネーカードにつきましては、使えるというふうなことで聞いておりますし、あとほかのカ

ード、楽天P a yとか、P a y P a yとか、ラインP a y、そういったいろいろな決済のQRコード決済がありますけれども、そういったもの等についても使える見込みであるというふうには聞いております。そういった事業決済、事業者につきましては、来年の先ほど議員も言われましたように、9月までに募集をかけている状況ということでございますので、それまでには決済事業者が決定するのではないかというふうには思います。

あと町内の使える場所につきましては、今現在はコンビニとか、大手スーパー、大手といいますか、フジとか、ダイレックス、しんばしといったところに、カードリーダーがあるところにつきましては、現在も使える状況でございます。あと町内の商店につきましては、今年の9月予算で計上させていただきました、承認いただきましたけれども、町内のカードリーダーの事業普及に向けて来年の1月からそういった普及活動に入っていきますので、そういった商店も増えるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

最後に1つだけ確認をさせていただいたらと思いますが、マイナーポータルという言葉、先ほど説明いただきましたが、子育てとか、オンライン申請とか、マイレージとか、自治体ポイントとかありましたけれども、ちょっとわからないんですが、そこだけもう一度細かくわかりやすく説明願えたらと思います。よろしくお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきましては、町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

ただいまの御質問にお答えします。

マイナーポータルというサイトでございますけれども、カードリーダー、パソコンからサイトに入るには、カードリーダーが必要でございます、それにカードを差し込んでサイトのほうに行って、手続をして、閲覧ができるということになっております。私もやってみたんですけれども、自分の地方税幾ら払っているとかというのも確認できましたし、各機関でそれぞれ自分の個人情報はどうやって連携したかという履歴も確認できるようになっております。

ほかの先ほど申しました電子申請とかありましたけれども、実際は動いていないという状況があると思います。

それから、自治体ポイントの話が出ておりましたけれども、これについては、クレ

ジットカードや航空会社のマイレージなどを自分の好きな自治体の自治体ポイントというものに変換、合算することで、その地域の商店街での買い物や特産品の購入などに使えるという仕組みでございます。ある自治体では、ボランティアに参加した人に独自でポイントを与えるということをやっている自治体もあると聞いております。

地域内の自治体に限らず、自分の好きな自治体ポイントに変換合算することができるということで、まず基礎となる自治体は選ぶんですけども、どこの自治体で使うか決められない場合は、保留ポイントとして2週間ほど保有できて、使うときに特定の自治体のポイントに移して使用できるというようなシステムのようにございます。

以上のサービスについても、マイナンバーカードが必要になっております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了承します。

○議長（渡邊眞次君）

これで末廣議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開を午前10時35分とします。

休憩 午前10時20分

---

再開 午前10時35分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

○2番（中山定則君）

議席番号2番、中山定則です。

先に通告したとおり、一般質問を行います。2問質問いたします。

質問1、街区公園・ポケットパークの整備について質問をいたします。

第二次鬼北町長期総合計画に、住宅地の至近に子どもが安全に遊べる公園が少ないという声があることから、街区公園・ポケットパークなどの整備も検討課題ですとあります。

この点について、2点質問をいたします。

1点目、ポケットパークの整備については、平成30年度主要な施策の成果に検討中とありますが、整備場所、整備費、財源などの検討はされたのか。

2点目、町内中心部に公園を整備する計画を長期総合計画の後期計画に盛り込む考えはないか。

以上、質問いたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の街区公園・ポケットパークの整備についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のポケットパークの整備場所、整備費、財源などの検討はされたのかとの御質問であります。JR近永駅周辺や近永商店街沿いなどに、子どもの遊び場や住民の憩いの場となる小規模な公園があれば町中心部の賑わいの創出にもつながるのではないかと考えており、現在公園の整備場所等について検討を進めているところであります。

今年度から行っている近永駅周辺賑わい創出プロジェクトにおきましては、駅周辺の活性化のために現地視察を含め、6回のワークショップを開催いたしました。今年度は主に近永駅のあり方について、地域住民の皆さんや北宇和高校の生徒さんから、多様なアイデアを出していただいたところであります。

この賑わい創出プロジェクトにつきましては、参加者の皆さんの要望により、来年度も引き続き、地域の活性化について産・官・学で話し合う予定にいたしておりますが、来年度は近永駅も含め、近永商店街周辺の活性化についても話し合う予定にしておりますので、まちづくりの1つアイテムとして、地域住民の憩いの場となる公園に関してもさまざまなアイデアを出していただけるのではないかと期待をしているところであります。

次に、2点目の町内中心部に公園を整備する計画を長期総合計画の後期計画に盛り込む考えはないかとの御質問にお答えをいたします。

近永アルコール工場跡地の活用を含めた計画の中で、子どもや親同士の交流の場となる身近な公園の整備や全天候型の子どもの遊び場の整備も視野に入れ、先進地への視察研修を行うなど、関係機関とも協議を進めているところでありますが、今後の検討状況により、施策の1つとして、長期総合計画の後期計画に盛り込みたいと考えて

いるところであります。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

先ほど答弁いただいたんですが、ポケットパークというのは、道路整備などで残った土地を活用した公園で、緑を植えるなど地域住民が休める憩いの場のことを言うと思います。ということで、道路整備などで残った土地、整備する場所の検討で、道路整備などで残った土地、あるいは残った道路の残地、あるいは町有地の遊休地等、そういう検討をされたのかについて伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

今、議員が御指摘いただいたポケットパークなんですけども、私は辞書に書いてある道路などの整備した後の残地という考え方にとどまらず、ポケットパークというのは、一番最後の目的として、町民の方々がそのポケットパークというコンパクトなところで遊ぶところをつくるというふうな意味の私はポケットパークだと私は思っております。

ですから、今御指摘の残地を利用したということよりは、もしかしたら、それが残地と、もしくは私有地が入るかもしれませんけども、それを含めたそういうふうなものができないかどうかということについて検討を進めてまいりたいと思っております。御理解いただきたいと思えます。

○2番（中山定則君）

私がお聞きしたかったのは、整備場所、整備費、財源の検討をされたのかということです。先ほど最初の答弁で、JR近永駅付近とか、何か所か検討をしたという答弁と聞いた答弁だったと思うんですが、その辺の細かな検討内容について再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほどは、公園の整備場所等について検討を進めているところでありますというふうに申し上げました。その中に、近永駅周辺というふうに申し上げましたのは、今回は近永駅の改修というものを数年前から議員様にも御紹介をし、また検討しておるということを協議会のほうでも話をさせていただきましたけども、それに付随して、近永駅の駅舎だけを改修することが、なかなか鬼北町内全部の全ての町民の方の市民権を得るのにはなかなか難しいだろう、つけ加えて、やはり町なか、鬼北町の一番人口

の集中している近永の町なか全てについてを検討していくというふうなところで、全体を含めた中で、ここにコンパクトな公園を持っていきたい、ここにまちづくりの拠点としてこのようなものをしたい、あるいは民間の力をお借りしたいというふうないろんなものがありますので、整備費とか、財源とかいうものは、そこまでは検討いたしておりません。

このようなこと、まずは町なかというものをどのような憩いの場、または集まる場所にするのか、例えば内子町さんのような町並み保存、いや鬼北町はそれではない、鬼のまちづくりなのか、それとも若いお母さんやそれから子どもたちが憩える場のみにするのか、いろんな切り口があると思いますので、そこらを現在は検討しているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

繰り返すんですが、私が言いたかったのは、ポケットパークの整備、ポケットパークとして整備することについての検討はされたのか、検討中ということで理解をし、1番の質問は了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

町長のほうから、もう1点目の回答で2点目の回答もいただいておりますような感じなので、ぜひとも後期計画に盛り込んでいただきたいわけですが、盛り込み方として、街区公園的なことを検討されるのか、ポケットパークは多分無理だと思うので、無理というか、ポケットパークは小さいので、街区公園的な公園をぜひとも盛り込んでいただきたいと思います。

その点、盛り込み方というか、現在のところどういう計画なのかをもう一度詳細を伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

街区公園というふうな、やはりもう少しスケールの大きいものということ盛り込んでどうかという御意見なんですけども、議員さんが言われる街区公園にするかどうかというところのもう一個手前に、公園をつくるのが目的ではございません。あくまでも公園をつくって、そこにどういう人を呼び寄せるのか、どのように呼び寄せ

なければならないのかということを考えておりますので、なかなか街区公園をつくりますというふうなところの前に、ここに街区公園をつくった場合には、こういうふうな効果が出てくるだろう、けども、こういうふうなデメリットが出てくるだろうというふうなところを、まずはあそこに公園、あるいはいろんなもの、人を集める工夫としてどういうふうなコンセプトでやっていくかということは今いろんな企画振興課のほうで受け持っておりますワークショップでいろんな方々に御意見を伺っているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、中山議員、質問2についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問2、鬼北町ホームページについて質問します。

鬼北町ホームページは、町政の情報提供を行っており、大変重要であります。

平成30年度主要な施策の成果に、「ホームページのデザインを改修するとともに、スマートフォンへの対応及び地図で探す等の機能の追加を行い、閲覧が可能となり、利用者にとって快適な閲覧環境を提供することができた。」とあります。

そこで、6点質問します。

1点目、ホームページのトップページ、「トピックス」で既にその出来事の周知期間、募集期間が終了したものは、削除すべきではないか。

2点目、トップページの「ライフステージでさがす」は、ライフステージの「仕事」等、ライフステージ、掲載内容について、全般的、全面的に見直すべきでないか。

3点目、トップページの新着更新情報は、日付順、時系列に表示できないか。

4点目、新しい情報、更新情報は、新着更新情報に掲載すべきでないか。この質問、人口の減少などは、月のはじめに新着情報が出て、私そこから今月何人生まれたかとか、見させていただいております。そういう形に全てができていないようなので、質問させていただいております。

5点目、更新されていない情報について、速やかに更新できないか。

6 点目、ホームページから一部申請書のダウンロードはできるが、公共施設の予約などホームページを活用したサービスは計画しているか。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第 2 番目の鬼北町ホームページについての御質問にお答えをいたします。

まず、1 点目のトップページのトピックスで既にその出来事の周知期間、募集期間が終了したものは削除すべきではないかとの御質問であります。トピックスの掲載期間につきましては、公開期間の終了日を設定しているものは、自動的にトピックスから削除されることになっております。ただし、災害情報であるとか、特にイベント情報の募集と開催日を同時記載しているものについては、募集期間が過ぎてもイベント開催の周知を図るため、開催まで掲載する必要があり、その場合は、手動で公開を停止しております。いずれにいたしましても、掲載内容等を勘案しながら適宜対応してまいりたいと考えております。

次に、2 点目のトップページのライフステージでさがすは、ライフステージの仕事等、ライフステージ掲載内容について全般的に見直すべきではないかとの御質問であります。ホームページの掲載内容等につきましては、平成 28 年度に全面的に変更したところであります。変更後において、内容等の問い合わせはありませんが、誰もが見やすく便利な情報を閲覧できて、新しい情報を提供することは必要なことであると認識いたしておりますので、手直すべきところは見直しも含め、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、3 点目のトップページの更新、新着更新情報は日付順に表示できないかとの御質問であります。新着更新情報は、基本的に記事公開日の順番で 10 件まで表示されることとなっております。ただし、新着記事が 10 件を超えますと、表示されなくなるため、災害情報やイベント等の周知をする場合は、掲載申請をする際に重要度を設定することで新着欄の上部に表示されるようになっております。それによりまして、新着情報の日付が前後することもありますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、4 点目の新しい情報、更新情報は、新着更新情報に掲載すべきではないかとの御質問であります。新規ページ作成時に掲載場所を選択することになっており、

従前のページを更新する場合は、新着とするか否かを内容により各担当者の判断で行っていますので、御質問の件につきましては、各担当者とも協議しながら今後対応していきたいと考えます。

次に、5点目の更新されていない情報について、速やかに更新できないかとの御質問であります。ホームページで最も悪い印象を与えるのは、情報が数か月更新されていないことだと言われています。情報への不安、イメージの悪化、アクセス数の低下等、デメリットばかりであります。

現在、ホームページの更新については、各課において随時更新をすることといたしておりますので、御質問の件につきましては、再度各課への周知徹底を図り、速やかな更新を促していきたいと考えています。

次に、6点目のホームページから一部申請書のダウンロードはできるが、公共施設の予約など、ホームページを活用したサービスは計画しているかとの御質問であります。予約システムの対象となる町管理公共施設としては、総合公園体育館、体育センター、各公民館施設、各小学校体育館等になるかと思いますが、これらの施設の予約は電話でも可能としておりますし、利用申請書の提出時に利用料金を受領しており、料金の確実な収納を考慮いたしますと、現在のところ、ホームページを活用した予約システムの導入につきましては、今のところ計画はしておりません。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

トピックス、現在は成川休養センターの指定管理者の募集と、現時点、町民プラザ日曜日開庁のお知らせになっていると思います。この町民プラザ日曜日開庁のお知らせについては、もうずっと載せる考えなのか、相当長い期間になっていると思います。まず、それについて。

○町長（兵頭誠亀君）

プラザの部分は、多分4月に掲載したと私は記憶しておりますけれども、その分については、自宅のホームページ以外に、このようなスマホの携帯端末でも見れるということで、その部分については、若い方、若い働く方が見ていただけると私は思っております。もう少しの間、ここの部分に標記したいなと思っております。

以上です。

○2番（中山定則君）

トップページには重要なお知らせという部分もあります。トピックスの上に。現在は避難所開設情報、防災・災害情報、土のう袋を提供します、被災された皆さまへ、各種支援制度のお知らせが載っております。

そういうところに移動さすとか、トピックスだから、話題性というか、ある程度タイムリーなものがいいのではないかと思います。

再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

議員さんのお考えもあると思いますので、再度担当課と検討させていただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

現在のライフステージ、8部門というか、8で構成されております。ここを問題にしたのは、ライフステージの仕事のところ、中へ入ってみますと、お知らせで、入札・契約制度の改善について、基本情報として、国民健康保険税の試算について、国民健康保険税、国民年金、そして関連情報で制度・支援・融資として、今言った関係になっております。

どうもこの仕事と関係はないことはないわけですが、ちょっとマッチしていないようなことがあります。ほかのライフステージにつきましても中に入ってみますと、それぞれ適切というか、初めて見た方、先ほど町長言われましたが、いつ誰が見るかわからない、初めて見た方にもわかるような情報が盛り込まれているか、ちょっと疑問に思ったので質問させていただきましたが、町長自身このそれぞれ妊娠・出産から始まっております子育て、全部中に入ってみられたかどうか、再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の先ほど言いました妊娠・出産の分については、私正直今まで見たことはありませんでしたので、今回議員さんの御質問によって中身を見せていただきました。それと、入札の部についても、4件、5件ありますけども、それも全部あの中身を見ましたけども、それぞれ入札の状況、それから入札の制度の中身の変更、それから入札

の様式の変更とか、全部それぞれ内容が違いましたので、全て網羅してあると私は認識しております。妊娠以外の分は、結婚・離婚についても見たことがありませんでした。2件だけ、後は見ておりました。

○2番（中山定則君）

町長、見られてその項目、先ほど仕事を例に出しましたが、仕事をクリックして、中身が仕事の内容であるか、関連はあるとは思いますが。あと後の項目についてもそういう観点で見てどうかなと思ったので、全面的な見直しをお願いしたいということで今回一般質問したわけですが、その点の見方で見られたときどうか、再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

一つひとつの明記場所については、私のほうに指示は出しておりません。担当課のほうで出しておりますので、担当課長のほうでその説明はさせます。その後、全体のことについて、私のほうで答弁をさせていただきます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

中山議員のライフステージの件について御回答いたします。

質問どおり、ライフステージには8項目の内容が記載されておまして、クリックしますと、そういった申請書でありますとか、そういった事業の内容等が掲載しておりますけれども、これまでは住民の皆様から不自由があったというふうな情報は入っておりません。ただ、今回御質問を受ける中で私も確認をさせていただく中で、やはり見にくい点は相当ありますので、探しにくい点も相当ありましたので、そういった中で、担当者と話をする中で、以前こういった鬼北町暮らしの便利帳というのを発行させていただいて、町民の皆様方には全員にお配りさせていただいておると思うんですけども、町民の皆様はこれで判断できると思いますが、外部の皆様は判断できないので、ここにありますそれぞれの内容、詳しく明細を書いております。この内容についてを再度このライフステージをクリックすることによって、そこへ飛ぶようなシステムで見れるような段取りを今現在進めさせていただいておりますので、今後は見やすい情報としてなるのではないかなというふうに思いますので、そういうことで今後の情報をまた見ていただいて、検討したらというふうなことで御理解をいただきたらと思います。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

再度新しいメニューといいますか、物を導入する考えはということだったんですけ

ども、平成28年にそのときのプレゼンとして、それぞれの業者さんのプレゼンの中で、そのときに鬼北町の状況、また町の規模などを勘案してそのときに選んだものがありますので、まだ3年しかたっておりません。もうしばらくこのままで行きたいな。先ほど御指摘があった1つの例として、仕事のところに国民健康保険法とかがあったということですが、もう一方で、おくやみのほうにもその分があった。要は、ここに検索をしていく人が、仕事を鬼北町で始めたときにどんな形で手続が必要なのか、それもまた一方で、自分の大切な御家族が亡くなられたときにどのような手続が必要なのかということ、ここで開いたときに、ぱっと必要なものが全部網羅できるというところで、このような書き方をしたのではないかと私は推察をいたします。不適切、不適合ではないかというふうな御指摘もあったんですけども、私は見られる方のそのときの必要な部分について網羅するという点では、今の状況もまんざら捨てたものではないと私は思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（2）については了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（3）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

毎日のように、鬼北町ホームページを閲覧しているんですが、もう長い期間、新着更新情報のところに載っている情報もあります。ここは毎日見ているような者にとっては、最新情報、最新の新着更新を見たいということなので、10件、先ほど答弁で10件、それも10件日付順というか、掲載順に上から表示するというようになっていたんですが、実際、中に入り込んだりしているような感じも受けるんですが、それと、先ほど言われた答弁で、災害時重要なお知らせについては載せるとか、それもわかるんですが、それは先ほどまた同じことをいうんですが、表示を変えるとか、重要なお知らせの項目のところもあるわけですから、その辺での検討。

新着更新情報については、繰り返しますが、新着更新した、そういうことがわかるようにしていただきたいなと思います。

それで、再度質問いたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

先ほど町長のほうが答弁しましたように、新着更新情報は10件、申し込み、申請の順番に記載されるようになっております。

先ほど重要度というふうなことで町長のほうが答弁しましたように、重要度がレベル1からレベル5までございまして、レベル高いほど最上位に新着情報が載るようになっておりますので、これは申請担当者が申し込みの際にそこをチェックするところがございまして、そこをチェックして、こちらの企画振興課のほうに申請が上がりますと、それを見て新着情報が上位に上がっていると。上位に上がる分については、災害情報は当然なんですけども、イベントの周知等につきましては、即座に皆様に周知しなければならないので、そういったものは重要度が高く表示されておりますので、上位に記載されるというふうなことになっております。ですから、10件までの中にもいつまでも残っておるといふふうなことになるとは思いますけど、それは開催日までは当然重要度が高いというふうなことで上位に残るとる場合もございまして、その点は御理解をいただいたらというふうに思います。

以上です。

○2番（中山定則君）

今ほどの二宮課長の答弁で、レベルによって上位に載るということを言われました。ちょっと前に画面コピーした中で、新着更新情報を見ますと、一番上に鬼北町のまちづくり（10月31日更新）、その後、避難所開設情報（8月16日更新）、この避難所開設情報はぱっと見たら、今避難所が今日見れば、今載るとるかどうかわかりませんが、避難所開設はもう終わって閉鎖したわけなんですけど、これも載っている。近永駅周辺賑わい創出を行っています（11月7日更新）、その後、マラソン大会（10月16日）、土のうの関係（8月23日）、鬼北町庁舎紹介、これ6月6日、これもずっとです。令和元年度人口の現況11月7日、これ先ほど例に出しましたが、こういうふうな形で11月7日更新でそこを見に行くという形がいいと思います。その後、令和元年度好藤地区スポーツ大会結果（11月5日）、健康ほくほく通信（11月5日）、令和元年度入札関連情報（11月1日）というふうにならぬ新着情報10件出ております。

それで、やはり新着更新なので質問させていただいておるように、時系列日付順で

の表示でいいんじゃないかと私は思いますが、再度そういうふうな形にできないか質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

先ほどのいつまでも載っているというふうなことがございましたが、申請の際に期間限定の分については、自動的に削除されるということは、先ほど答弁にありましたので、御了解いただいております。御承知のとおり、それ以外のものについては、手動で落とし込みしております。当然それは企画振興課担当、我々のミスでございますので、今後はそういったことがないよう、載せるべきでないものについては、適宜最新情報で省いていきたいというふうに考えております。

あと新着情報順につきましては、先ほど申し上げましたように、重要度というふうなものも当然重要となってきますので、それについては、変える考えはございませんということで御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

再度、最後に言われた重要度、重要度を変えるつもりはないと言われたんですが、新着更新情報に一番上に載ればそれは新着更新した、やはり日付順のほうがいいんじゃないかと思いますが、再度の検討について伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

検討させていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（4）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

ここでお聞きしたかったのは、パブリックコメントあるいは重要な施策、計画等、新着更新情報に載っていないような気がします。パブリックコメントを求める場合、新着更新情報に載せてパブリックコメントのところを見れば内容がわかる、あるいは重要な施策、計画等も立てられて、立てておられると思いますが、そういうものが新着更新情報に載っていないような気がします。それについて再度質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

パブリックコメントを求める際は、当然計画書等をつくった担当課のほうが掲載をしてもらうようになっておりますので、それを受けた企画としましても、当然掲載をしているものというふうに考えております。

現在、中山議員のほうから御指摘があった分について、どのようなものがあったというのは、私どもも載っておるものと理解をしておりますので、ちょっと判断をしかねるわけですが、そういった情報が載ってない場合におきましては、また御指摘をいただきましたら、今後、掲載をするような方向で担当課のほうには指示をしていきたいと思っております。ですから、今現在載ってなかったという情報は、ちょっと私どももつかんでおりませんので、回答はできないというふうに考えてます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（5）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

過年度の情報がそのまま載っているところがあると思います。例を出したくなかったんですが、一応1つ例を出しますと、役場の情報、財政情報を見ますと、お知らせ（2016年4月26日更新）、平成28年度鬼北町の予算が掲載されております。大分前の情報なので、更新、最新情報に更新をいただきたいと思っております。そういうふうな形で、役場の情報欄について、全てを私、見ているわけではないんですが、更新されていない情報があるのではないかとという再点検は、通告してからこの期間までに、

本日までにされたのか、その点についても伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

私のほうから直接の指示はしておりませんが、担当課のほうである程度の指示をして、ここ1週間の間に数多くの更新がなされておることは、議員御案内のとおりであります。ただ、全体的な指示については、それは答弁のための更新というのは、余り私もよろしくないと思いますので、今後こういうことがないように指導してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

ホームページの更新、新着、担当課各課が操作を行っているようです。それを企画のほうで最終的にはまとめられているように聞いたんですが、ホームページについてやはりしっかりと見ていることが必要だと思うんですが、担当課任せといたしますか、担当課にしっかりと指示を出すところまでいっていないような気がするんですが、その辺について再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

御指摘の2016年の財政情報があったということであれば、そこまで私も確認いたしておりませんが、私の責任でございます。申し訳ございません。

○2番（中山定則君）

ホームページを統括している課において、しっかりやっていただきたいというのがお願いです。再度町長の答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

担当課は企画振興課でございますけども、担当課はそれぞれ懸命に頑張ってくれとると私は信じておりますし、それぞれの担当課においても仕事、主務の仕事については頑張っておりますけども、議員御指摘のこのホームページの更新というものについては、服属的な自分の理解というふうな部分があったのではないかと推察をしますもので、申し訳ございません。以後気をつけたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（6）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

ホームページを活用したサービスの件について伺ったわけですが、公共施設の予約、これは例として挙げたんですが、予約は今のところなかなか難しいような感じなんです、それ以外のサービスを計画されているかどうかについて再度伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

企画振興課のほうに答弁をとということですが、予約システムにつきましては、企画振興課の担当ではございませんので、それぞれの担当部局のほうで予約システムがある場合については、随時そういった更新をとというか、計画をしていただきますので、今中山議員の質問はちょっとわからないんですけども、現在考えられる分については、こういった体育施設等については、予約ができないというふうには聞いております。後のほかの担当課分ですと、住民票の交付ですとか、そういったものについては、現在のところ、こちら企画振興課のほうには情報というか、提供がございませんので、今のところ計画はしないというふうに思います。

以上です。

○2番（中山定則君）

ホームページを通じての予約については、先ほど聞いたんですが、全体的にホームページを活用したサービスのことを伺いたかったんですが、先ほども繰り返すんですが、最後になるんですが、ホームページ全体をやはりしっかり管理していただいて、ある課においては、こういう情報、ある課において出す情報と、他の課において出す情報の重要度とか、そういうのが違うとか、そういうバランス的な感覚とかは、やはり全体的にホームページについて担当者を集めるなりして、企画振興課のほうで総括されているようですので、集めるなどして充実したホームページにしていきたいと思えます。

それで、ホームページには、情報の公開という部分、即時にできる公開部分ありますし、住民の意見を聞くページで、聞く、そういうふうな媒体でありますので、やは

り役場の仕事の中のそれこそホームページの位置づけについてしっかりしたものにしていただきたいということについて、最後の質問といたします。

○町長（兵頭誠亀君）

議員御指摘のしっかりしたものになるように努力いたしてまいります。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで中山定則議員の質問を終わります。

次に、4番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

山本議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

議席番号4番、山本博士です。早速、質問をさせていただきます。

質問1、北宇和病院の運営について。

先ほど福原議員の質問と重複する部分があるかと思いますが、質問をいたします。

全員協議会において、入院患者数にあわせ病棟の集約を図り、1病棟（55床）での運営体制に変更することで人件費等の削減が図られるとあったが、次のことについて伺います。

（1）1病棟（55床）での運営体制に変更することで、看護師数3人削減できると説明がありましたが、3人の方の状況は定年退職なのか、リストラなのか伺います。

（2）病棟（45床）を閉鎖するに当たり、今後、療養で入院される方々の余裕のベッド数はあるのか伺います。また、閉鎖される病棟は今後どのように活用していくのか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第1番目の北宇和病院の運営についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の1病棟（55床）での運営体制に変更することで、看護師数を3人削減できるとありますが、3人の方の状況は定年退職なのか、リストラなのかの御

質問であります、3人の看護師の方につきましては、指定管理者である旭川荘の職員間の人事異動により、旭川荘が経営している南愛媛病院に配属となる予定でありまして、定年退職やリストラなどということではありません。

次に、2点目の病床（45床）を閉鎖するに当たり、今後、療養で入院される方々の余裕のベッド数はあるのか問う。また、閉鎖される病棟は今後どのように活用していくのか問うとの御質問についてであります、療養病棟入院患者のうち、日常的に診療が必要な方については、一般病棟へ移動していただく方向で考えております。その対象者数と過去1年間の一般病床の稼働率で推計いたしますと、現在の一般病床数（55床）で対応可能であり、緊急の入院を想定しても対処できるものと考えております。

また今回、療養病床は閉鎖ではなく、当面は休床とすることとしております。廃止にしてしまいますと、今後療養病棟、病床への再利用ができなくなるため、廃止の申請については、療養病床の利用計画の方向性が確定した時点で届け出をするよう考えております。

なお、今後の利用計画につきましては、現在のところ、見通しはたっておりませんが、愛媛県との北宇和病院の譲与契約により令和9年度末まで病棟として利用することから、現在愛媛県の担当部局と病床の有効活用等について協議しているところですので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

次に、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

病棟が少なくなるということで、民間の老人ホームのほうから心配の声が上がっておりました。療養ベッド数が足りなくなった場合、その辺どう対処されていくのか、もう一度御返答をお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきまして、保健介護課長のほうで答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

今後の療養病棟は休止となりますので、基本的には新規の療養の必要な方については、入院を受け付けない予定としております。ただし、療養の必要な方でも治療が必要な方については、一般病棟への入院が可能ですので、そのような対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（山本博士君）

そこで、ほかの病院との連携というものはとらないのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長のほうから答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

一応連携といいますか、療養病棟、現在入院されている方については、一部の方が近隣の病院へ療養病棟がある病院へ移転された方もおられますし、また、老健施設等への移動を考えておまして、それ以上の連携は今のところ対応しておりません。

○4番（山本博士君）

厚労省は、公的病院再編の中で機能転換や病床数の削減といった対応が含まれるとあります。現在、奈良の里の待機者は121名です。そのうち鬼北町の方が42名おられます。ぜひ閉鎖ではなく、休床と言われましたが、病院を機能転換ということで特別老人ホームにするようなお考えはないか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長のほうから答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

ただいまの山本議員の御質問にお答えします。

先ほど町長の答弁の中でもありましたように、北宇和病院については、令和9年度まで一般病院として運営をするということで、県との契約もあります。そういったこともありますし、構造上、社会福祉施設に転換するには、入り口を別にするとか、エレベーターを別にするとか、そういった構造の転換も必要になってまいりますので、現在のところはできないのではないかとこのように考えております。

○4番（山本博士君）

民間の老人ホームにおいては、毎月十数万費用がかかります。年金生活者にとりましては、なかなか厳しい状況にあります。所得に応じた特老の施設が必要ではないかと考えておりますが、今後、そういったお考えはないのか、いま一度伺いたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

北宇和病院の運営についてというところでの御質問でありましたので、私は北宇和病院の経営を安定させるべく、少しでも赤字幅を少なくするためにはどうしたらいいかということと、現況として療養病床についての収入、また患者数といいますか、が少ないというところでの決断でございました。

ただ、議員さんがおっしゃいますとおり、その部分については心配するところありますけども、それぞれの地域の状況、また介護保険制度そのものについての保険料のアップも考慮しながら、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、山本議員、質問2についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

質問2、総合防災訓練について。

10月19日、令和元年度愛媛県総合防災訓練が鬼北総合公園で行われました。アリーナで避難所を設営し、防災士の方々が頑張っておられたことを記憶しております。その後、防災士の方々と避難所運営について検証されたのか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第2番目の総合防災訓練についての御質問にお答えをいたします。

10月19日に、鬼北総合公園で実施されました愛媛県総合防災訓練につきまして

は、悪天候のため、ヘリコプターを使った訓練など一部訓練が中止となりましたが、グラウンドで行われた救護、救出訓練などその他は無事実施することができました。

さて、アリーナで実施された避難所運営訓練につきましては、鬼北町、松野町合同で一般避難所、福祉避難所、救護所の訓練を実施したところであります。

このうち、防災士の方々が参加した訓練は、一般避難所の運営訓練でありまして、運営スタッフとして鬼北町、松野町それぞれの自主防災組織、防災士、町職員、さらには宇和島市、西予市、宇和島保健所からの応援保健師、カウンターパート市町である松山市、松前町の職員等に参加していただきました。また、炊き出し訓練においては、陸上自衛隊にも御協力いただき、女性消防団と協同で訓練を実施したところであります。

このような規模の訓練は、鬼北町、松野町にとって初めてのことでありましたので、訓練に当たっては、両町の防災士役員、自主防災組織役員、町職員等関係者で打ち合わせを重ね、両町合同の打合会も開催した上で実施したところであります。

訓練終了後には、参加者にアンケートを実施し、現在その結果を取りまとめているところでありますが、年度内に自主防災組織連絡協議会、防災士連絡協議会それぞれの役員会が予定されておりますので、今回の訓練によって見つかった課題、問題点等について話し合いを行い、実際の避難所運営や避難所運営訓練に生かしてまいりたいと考えております。

以上で、山本博士議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

#### ○4番（山本博士君）

一応防災士の方々と後で検証するということですので、いいかなとは思いますが、やはり何事もやりっ放しでは進歩がありません。訓練実践をすることで学ぶことが多いかと思っておりますので、その学んだことを検証し、みんなで共有することが次に活かすことになると思います。

今回の避難所運営にしても、避難された方々のプライバシーを守る段ボールの囲いですかね。そういったものを松野町からお借りしたというふうなことで防災士の方が言われておりました。そういった防災用品も少しずつでもそろえていく考えはないか、また、何事も検証していくということが大事ですので、再度町長の考えを伺います。

#### ○町長（兵頭誠亀君）

私も当日、ほとんど知事について回りよったものですから、細かいところはわからないんですけども、ただ、予算計上につきましては、議員御案内のとおり、防災・減災対策費というものは、毎年増数していると私は思っております、その分について、

一昨年の災害のときから以降、積極的にそういったものについて予算を計上といたしますか、計画してくれということは指示はいたしております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問2については了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、山本議員、質問3についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

少子化対策についてであります。

先ほど赤松委員長より、行政視察の報告がありましたとおり、11月21日、常任委員会合同行政視察を行ってきました。人口4,524人、小規模な町でありましたが、痒いところに手が届くすばらしいまちづくりをされていたと思いました。

その中で、在宅育児サポート事業があり、1歳児未満の保護者に月額3万円（10か月程度）を支給し、子育て家庭を支援するとありました。そういった考えはないか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第3番目の少子化対策についての御質問にお答えをいたします。

在宅育児を行う保護者に給付金を支給するといった考えはないか問うとの御質問についてであります。御案内のとおり、当町では県補助事業に上乘せして実施している第1子からの紙おむつ券の交付や、保育所等に通う3歳児以上の児童の副食費の免除、また県内で唯一の高校生までの子ども医療費の無料化を町単独で実施いたしております。

あわせて、今年度から子育て世代における負担の軽減を図ることを目的として、児童の出生時と小学校入学時に1人当たり5万円のすくすく鬼北っ子応援給付金を支給し始めたところであります。

鬼北町におきましては、基本的に福祉サービスについては、給付金のように現金で世帯にお渡しするよりも、紙おむつ券の交付や子どもの医療費助成のように、はっき

りと子どもたちのために使っていただけているとわかるような現物給付が望ましいと  
考えておりますので、議員御質問のような新たな給付金の支給については、現在のと  
ころは、これ以上は考えておりません。

今後におきましても、少子化対策として、子育て支援策を充実させることは重要で  
あると考えておりますが、愛媛県においては、今年度官民共同の資金による子育て支  
援のための応援基金が創設され、令和2年度から新たな子育て支援事業が開始される  
こととなっており、その動向も見ながら新たな子育て支援策について検討してまいり  
たいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、山本博士議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問3については了承ですか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

これで山本博士議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第6、議案第51号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条  
例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第51号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条  
例の制定について、提案理由の説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定す  
るものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、議案第51号、鬼北町条例第9号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び  
費用弁償に関する条例の制定について御説明をいたします。

今回の条例制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法  
律が施行されることに伴い、改正後の地方公務員法第24条第5項の規定に基づきま

して、会計年度任用職員の給与について条例で定める必要があります。

会計年度任用職員の給与は、フルタイムとパートタイムの給付の種類が異なる等から、常勤職員の給与条例で定めるのではなく、新規制定で所要の整備を行うものであります。

内容につきまして御説明をいたしますので、議案の2ページをお開きください。

鬼北町条例第9号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

はじめに、1条、2条につきましては、条例の趣旨及び定義を制定するものでございます。

3条から17条までは、フルタイム会計年度任用職員の給与について制定するものでありまして、第3条は、給料について行政職給料表によるものとし、10ページの別表第1に定めるものであります。

第4条は、職務の級を分類するもので、14ページの等級別基準職務表を別表第2で定めるものであります。

次に、第5条は、号給について定めるものであります。

第6条は、給料の支給についてと、3ページをお開き願います。

第7条の地域手当、第8条の通勤手当、第9条の特殊勤務手当、第10条の時間外勤務手当、第11条の休日勤務手当。

4ページをお開き願います。

第12条の夜間勤務手当、第13条の日直手当、第15条の期末手当までの各手当につきましては、鬼北町職員の給与に関する条例及び鬼北町特殊勤務手当に関する条例の規定を準用して定めるものであります。

次に、5ページをお開き願います。

第18条から第29条までは、パートタイム会計年度任用職員について制定するものです。18条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬。

6ページをお開き願います。

19条は、特殊勤務、20条は、時間外勤務。

7ページをお開き願います。

21条は、休日勤務。22条は、夜間勤務に係る報酬について、それぞれ定めるものであります。

続きまして、第24条になります。パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、鬼北町職員の給与に関する条例第19条の規定を準用し、1週間当たりの勤務時間が著しく短い規則で定めるものを除き、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職

員の期末手当について定めるものであります。

8ページをお開き願います。

第25条では、報酬の支給日等について定めるものです。

9ページをお開きください。

第28条は、通勤に係る費用弁償を、第29条で公務のための旅行に係る費用弁償について定めるものであります。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めるものでございまして、この条例は、令和2年4月1日から施行すると定めるものであります。

10ページをお開き願います。

また、附則2には、会計年度任用職員の期末手当は、給与条例第19条第2項の規定の適用について、同項中にある「100分の130」とあるものは、当分の間、「100分の100」の率とする経過措置をとることと定めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

質問を何点かしたいと思います。今の現職員数ですか、249名ですが、これの来年度から全対象人数は何人になるのか、それから1級、2級とあるようですが、これの内訳はどのようになっているのか。

それから、以前から言われていますが、同一職同一賃金というようなことが言われて久しいと思うんですが、これによって、そういった格差が少なくなるのか。それと、改定によつての財源はどんなふうな予定になっておるのか。

それと職級が、職員の方は1級から6級まで分かれているようですが、この場合は1級、2級だけになっているようですが、その辺の違いがわかれば答弁いただきたいと思ひます。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

今、程内議員さんの御質問は、対象人数、1級、2級の種別、それから同一労働同一賃金の考え方、それから財源、そして1級、2級のわたりの考え方、5つだったと

思います。そのうち、同一労働同一賃金の考え方について副町長、その他につきましては、総務財政課長のほうから答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

まず、同一労働同一賃金についての考え方ではありますが、基本的に役場の中で事務をされている方、それは一般職の正職員の事務とは違う事務の補助であると考えております。そういったことで、一般職とは同一の賃金にはならないというふうな考え方です。

それと、保育所については、保育士さん、以前からそういった議論はありますけれども、その方については、現在も短大卒の初任給の大体ほぼ近い額を出しておりますけれども、そういったことで、会計年度任用職員になっても対応したいというふうに考えておりますし、また、年数がたって、もし正職員の数が足らなかつたら担任とかいうことをしなければなりませんけれども、その方については、それ相応の給料を出すというふうに考えておりますので、御了解をいただきたいと思います。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

同一労働同一賃金について、副町長から答弁をいたしました。もう一つ、財源について私のほうから、この部分について各市町において経費が増数することは、間違いございません。国の考え方とすれば、その分はそれぞれの、例えばうちであれば総務費、それから児童福祉費、そこらあたりに経費が上がってくると思うんですけども、その状況は全国同じ部分がありますので、普通交付税の単位費用に加算するという言い方で話があるわけですけども、ただ、普通交付税の算定は来年の7月でありますので、どこまでそれが算定に入っているかどうかというのは、なかなか今のところはわからない状況がございます。ただ、そのように国の話があるということだけ、情報をお流ししておきます。基本的に当初予算では一般財源となる予定であります。

○議長（渡邊眞次君）

しばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時58分

---

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

程内議員さんの質問について、総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、先ほどの程内議員の質問でありますけれど、会計年度任用職員の対象人数につきましては、全員協議会のほうで一度お示しさせていただきました、197人という形で想定をさせていただいております。これは11月1日現在です。現在、当初予算の入力中でありますので、そう人数が変わるということはないと思っておりますけれど、変動する可能性があるかもしれません。

それから、14ページのほうの別表第2の第4条関係でありますけれど、等級別基準職務表にある職務しか雇用しないというふうな予定でありまして、現時点では1級しか使わないという予定で、今後1級では格付できない職員があったときに対応できるよう、2級を設定させていただいております。

以上であります。

○9番（程内 覺君）

よくわかりました。1級、2級もどのようにして分けられるのかなとちょっと思っておったんですが、今の説明でわかりましたが、このことによって今大変どこの業界も人員不足とか、人が足りないんで、なかなか仕事ができないとかいったような現状もあると思うんですが、この改善によって鬼北町職員の確保等がスムーズになるようなことになるのか、これは町長にお伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の会計年度任用職員については、御承知のとおり全国展開ということでありまして、法律の改正ということで、私どももそれについて順次進めております。

ただ、その内容につきまして、例えばこの会計年度任用職員が全て職員共済制度といたしますか、その分については、一般職と同じ扱いになるということで、その待遇について上昇するわけではありますけれども、それと同じく年収としてもかなり上がると。今までの給与がずっと滑らかに上がっていくのが、突如としてポンと上がっていくような形になったものですから、私は全国での基本がそのようになろうとも、今の鬼北町の現状を見ると、ほかの業種の同じ一般事務として、それほど鬼北町の職場だけが、役場だけが上がるというのは、いかがなものかと思ひまして、全国平均としてボーナス2回分が2.6か月に設定されておるんですけども、鬼北町においては、2.0としてやっております。多分南予でもうちだけと思うんですけども、そのかわり、滑らかに上がるという、国の施策として、働き方改革として1つの働く者の権利というもの

を尊重することについては、賛同するわけでありますけども、現在の鬼北町の他の業種の人員不足も含めて、ある程度の平等な形というものはつくらなければならないと思っております、県内でも何か所かそういうところはあるらしいんですけども、私はあえてその判断をさせていただきました。御理解いただきたいと思います。

○9番（程内 覺君）

ただいま町長から答弁いただきましたが、全く私もそのように考えておりますが、鬼北町のほかの職場環境も見ながら、やっぱりそういう賃金については考慮していただきたい、そう思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質問はありませんか。

○2番（中山定則君）

第5条で号給のところなんですけど、フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定するとなっております。この場合、来年度4月、今までの経験年数とかを考慮して号給を決定されるのかについて質問します。それと、パートタイム会計年度任用職員についての報酬の計算方法をわかりやすく説明いただいたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

ただいまの中山議員の御質問について、副町長から答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

中山議員の第5条についての御質問でありますけども、これについては、現在の年間の手取りを保障するという形でありまして、経験年数がその職場で何年あるからという格付ではなくて、現在の手取りの給料を保障すると、給料額を、年収額を保障するという形で格付をしております。

もう1点についてですが、もう1点についても、同じような考え方で現在の年収を確保するというので、報酬の額を決定しておるということです。

以上です。

○2番（中山定則君）

ということは、一般事務なら、例えば1級の13号とか14号、わかりませんが、そのあたりで皆さん、職員、フルタイム会計年度任用職員の方は同じ号給に決定される予定ですか。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長から答弁をしてもらいます。

○副町長（井上建司君）

事務の会計年度職員については、1級の1号の格付で考えております。

以上です。

○2番（中山定則君）

3回目になるんですが、1の1、それで、1年経過した来年度は1年たつので、1の2という考え方でいいんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長から答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

1年に2号給上がるという考えでありまして、1の1から1の3に昇給をするということになります。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、よろしいですか。

○2番（中山定則君）

はい、了解。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第52号、鬼北町展示交流施設条例の制定についてを議題とします。  
町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第52号、鬼北町展示交流施設条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

地域住民の文化活動をはじめとする住民活動及び鬼北町のまちづくりの情報発信を目的に整備した鬼北町展示交流施設の適正な管理運営を図るため、条例を制定するものであります。

詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

それでは、議案第52号、鬼北町条例第10号、鬼北町展示交流施設条例の制定について御説明をいたします。

まず、条例制定の背景についてであります。現在鬼北町におきましては、近永駅周辺を活性化することを目的に、少しでも昔の商店街の趣を取り戻すべく、近永駅周辺賑わい創生事業を展開しているところであります。その一環として、今回地域住民の文化活動をはじめとする住民活動の支援及び鬼北町のまちづくり情報発信等を目的といたしました、鬼北町展示交流施設を設置するに当たり、適正な運営を図るため、新たな条例を制定するものであります。

議案書の16ページをお開きください。

まず、第1条では、制定の設置、目的を規定しておりますが、これにつきましては、今ほど背景説明の中で説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、第2条では、名称及び位置を定めております。名称を鬼北町展示交流施設とし、位置は、鬼北町大字近永656番地2とするものであります。

次に、第3条では、取り組む事業の内容を規定しております。1号では、地域活動、文化活動の支援に関するものを、2号では、鬼北町におけるまちづくりの情報発信に関するものを、3号では、産・学・官連携事業推進に関するものを、第4号では、町長が認める事業に取り組むことといたしております。

次に、第4条では、使用の許可についてを。

次に、第5条では、施設の使用について、使用しない、許可しない場合の定義につ

いて1号から5号にかけて記しております。

次に、第6条では、目的外使用の禁止についての規定を。

次に、第7条では、使用者の義務についてを。

次に、第8条では、許可の取消し等についてを規定しております。

1枚あけていただきまして、次に、第9条でございますけれども、当施設を指定管理者に行わせることができると規定をし、2項から3項にかけて、指定管理者による業務内容等及び管理についてを規定いたしております。

次に、第10条では、使用料についてを記し、施設の使用については、無料とするものです。

次に、第11条では、使用者による損害賠償の義務。

12条では、損害賠償の補償についてを。

13条では、委任についてを規定をしております。

以上、条例本則の概要の説明といたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で鬼北町条例第10号、鬼北町展示交流施設条例の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

○8番（福原良夫君）

第2条の展示物の交流施設ですけれども、656番地、これは今建物があるんですか。更地で今から建設していくのか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

これはもう既に建設されている土地でございます。場所は赤松酒店さんが元ございました場所を、補正によりまして、新年度予算におきまして、もう改修も既に終わっておりますので、後はオープンを待つだけというふうな形でなっております。

以上です。

○5番（赤松俊二君）

この指定管理者、この指定管理者についての選考、どのような形で選ばれるのか、

かその点、1点お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

指定管理者につきましては、本日この条例が承認いただきましたら、公募をいたしまして、1月末をもって、そういった公募を締め切りまして、指定管理者の審議会にかけまして、最終的に議会の承認を得て決定するというふうな運びでやらせていただいております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

了承です。

○3番（末廣 啓君）

これ鬼北町の展示交流施設なんですけども、以前のなんでも館のように、町外の方からの展示も受け入れるわけですか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

御質問の件でございますけれども、以前近永の町なかに、なんでも館という施設がありまして、そこではそれぞれの自分の特技を生かした作品を展示させていただいておりました。今回のまだ名称は決まっておられませんけども、この展示施設においてもそういった展示施設場、それから北宇和高校とかのカルピスとか、クッキーとか、そういった特産品も売る場所、それから今近永駅賑わい創生事業で展開しておりますけれども、駅の中にそういった憩いの場がないというふうなことで、ぜひそういった場所もつくってほしいということございまして、そういった高校生や地域の皆様が憩いの場となる場所も設定するというふうなスペースも設けさせていただいております。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

町外の方の展示も受け入れるのかということをお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

大変申し訳ございません。町内の方の作品も含め、町外の方の作品も含めて展示するようにしております。今現在、担当者のほうで考えておりますのは、3月にオープンを一応予定しておりますので、ひな祭り、ひな祭りというか、高田商店さんがひな祭りをやっただいておりますけども、あわせて同時に、その展示館でも最初はひな祭り、ひな人形を飾って、そういった歩いて回れるようにしてはどうかというふうなことも計画をしております。

後は、今鬼の造形を集めておりますけれども、そういった鬼の造形も飾って、議員御質問のように、町外の方のそういった作品も飾るというふうなことで計画をしております。

○2番（中山定則君）

先の質問とダブる点もあるかもしれないんですが、この施設、いつから開館するのか、施設の概要のちょっと説明がなかったような気がするんですが、施設の中身はなんでも館のような展示室、そして、今ちょっと話があった多目的室、会議室、事務所等の施設になるのか。指定管理者を予定されているようですが、職員体制はどうなっているのか。開館時間についてはどうなのか。それと、指定管理者による管理の場合に、第9条第2項第3号で、地場産品の販売促進に関することが上がっておりますが、この内容について、この施設の事業については、第3条に規定されている4項目だと思うんですが、指定管理者にあえて3号、地場産業の関係、販売促進に関することを上げている、ちょっとこの3号についても質問させていただきます。

それと、さっき説明があったんですが、もう最後になるんですが、第3条の3号、産・学・官連携事業の推進に関すること。ここで会議をして何かするのか。先ほどちょっと説明があった高校生等がミーティングできるようなスペースを、空間だけ設置をするのか。そういうこれが産・学・官連携事業の推進ということなのか、その辺についても説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ちょっと質問が多過ぎて、ちょっとあと全部全て答えられなかったら、後でまた御質問いただいたらと思いますが、まず開館時間等につきましては、まだ指定管理者が決まっておきませんので、指定管理者が決まり次第、そういった協定を結ぶ中で決め

ていくというふうなことになるかというふうに思っております。これまでなんでも館が土日以外はあいておりましたので、そういったことになることなく、土日が一番やっぱり地域の方が多いわけですので、当然近永駅賑わい創生事業としてやっておりますので、予土線を利用して来ていただいた方にも当然利用していただくというのが目的でございますので、そういった土日もある予定になろうかなというふうに思っております。まだ今のところ、あける曜日、それから時間等については決定しておりませんので、この場では発表はできません。

それと、先ほどの場所をどういうふうにするかということなんですけど、先ほど御質問があった中でお答えをしたと思うんですけども、まず展示物を飾る場所を設けます。それから、真ん中どのフロア等、真ん中というか、図面がないのでわからないと思いますけども、中心部については、机・椅子等を置いて、地域の皆様、また北宇和高校生の予土線を待つ子どもたちが待つスペースをつける予定でございます。会議室等については、予定はいたしておりません。

それから受付横のところに先ほど申し上げましたように、高校生がつくりましたカルピスとか、そういった高校生のつくった特産品、もしくは鬼北町で販売する特産品等の販売もやる予定でございます。その管理につきましては、指定管理者が管理をして販売をしていくというふうなことで計画をしております。

オープン日は、3月15日に企画をしております。3月15日に、ただオープンするだけでは賑わい創生になりませんので、今現在愛媛県下でそれぞれのマルシェをイベントしていただく団体と協議をさせていただきまして、約30近くのマルシェを出していただく予定です。それには当然町内の業者の方のテントもあって、そういった賑わいをしてオープンをするというふうなことで、今現在計画を進めてさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、よろしいですか。

○2番（中山定則君）

第9条第2項第3号の地場産業販売促進に関することについては、今ほどの答弁で、北高生がつくった物品とか、特産品を販売をするということが、この地場産業販売促進に関することに当たるということではないですかね。それで、それなら本来、第3条の事業のところに入るべきではないかと思えます。

それと、第3条の1項3号で、先ほど言いましたが、産・学・官連携事業の推進に

関することというのは、今やっているプロジェクトの関係でのミーティングで話し合いのスペースなのか、再度産・学・官連携事業の推進に関することについて説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

第3条の第3号の考え方につきましては、今やっております町なか賑わいプロジェクトについても、別の場所といたしますか、例えば役場のスペースで話し合いをする、その分をここの交流施設においていろんな情報発信をしていくという分については、この産・学・官で話しおうた結果として、それを行動をする1つの場所として、ここに位置づけをしたいというところで明記をしたということでございます。ここの交流施設そのものについては、指定管理者のほうで管理はさせていただきますけども、あくまでも、今までのなんでも館のように、一般の方々が一杯お越しいただく、お越しいただく方には、自分の親戚の方が一杯そこに展示をされとるということだけではなしに、それも含めて、いろんな方がここに立ち寄れるというふうなことをする場合に、産・学・官の推進をする中のイベント等についても、ここでやっていきたいということをも明記したということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○2番（中山定則君）

最後になるんですが、ちょっと最初に言わなかったのがいけないかもしれないんですが、2号のまちづくりの情報発信に関する事、どういう形で情報発信されるのか、この施設を通じて最後をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

まちづくりの情報発信には、文書をもって広報、新聞とかそういった雑誌、そういった方法でPRを発信する方法もあれば、鬼北町外から鬼北町に来ていただいて、それで鬼北町を知ってもらうということもまちづくりの発信ではないかというふうには考えております。そういった意味では、JR駅の駅前にそういった拠点施設をつくることによって、たくさんの方が訪れていただく、それで鬼北町を知っていただく、そしてまた鬼北町の特産品も買っていただくし、先ほど末廣議員からありましたように、そういった技術の作品等を見られて、そういったことも情報発信にはなるかと思っております。

まずは、拠点づくりを今回させていただきたいということですので、今後、近永駅

の賑わい創生事業では、いろいろなアイデアが生まれて、近永商店街の空き家をどう  
いうふうにしていくかというふうなことも出ております。それも企画振興課のほうで  
は検討いたしておりますので、まずはこの展示施設を拠点施設としてまちづくりの情  
報発信をしていくというふうなことで、まず人脈を募って、そういった地域のいろん  
な方に来ていただくということから始めたいということで、この施設を設置したわけ  
でございますので、御理解をいただいたらと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（山本博士君）

この施設は、お借りしているんだと思うんですが、家賃は幾らなんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

家賃は、光熱水費を含めて6万7,000円だと思います。

申し訳ございません。6万8,000円です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

さっきの続きなんですが、交流館というよりか、今まで使っていたなんでも館とい  
うのが一番親しみやすいんじゃないかと、私は思うんですけども、いろいろ名称を募  
集するという話でありましたけども、その点はどうですか。

○町長（兵頭誠亀君）

条例を制定するに当たっては、展示交流施設ということを経営各位をはじめ、町民  
の方々に、こういうことかということをも明記したいためにこの名前にしておりま  
すけども、現在企画振興課のほうで、このなんでも館という名前を含めて、どうい  
う名前がいいかという公募しております、今多分10個ぐらい選んで、なんでも館も含  
めて、一番いい名前をとということで今検討をしておると思っておりますので、もうしばらく  
お待ちいただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号、鬼北町展示交流施設条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第53号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第53号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、議案第53号、鬼北町条例第11号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明をいたします。

今回の改正条例の整備につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適切な運用を推進するため、地方公務員の臨時、非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適用を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度を明確化を図るために所要の整備を行うものであり、関係する条例について、一括をして改正する方式をとっております。

それでは、改正内容について御説明をいたしますので、議案19ページをお開きください。

それでは、鬼北町条例第11号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例になります。

新旧対照表の1ページになりますが、第1条の改正内容について御説明いたしますので、新旧対照表のほうをご覧ください。

第1条は、鬼北町職員定数条例の一部改正でございます。第1条中、条例定数の適用除外となる臨時的任用職員の範囲を、臨時の職に関する場合における臨時的任用職員に限定する旨の改正であります。

次に、第2条は、鬼北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表では2ページになります。

第3条について、改正後の地方公務員法第58条の2第1項において、フルタイムの会計年度任用職員については、人事行政の運営等の状況の公表の対象となることに伴い、改正をするものであります。

次に、第3条になります。

第3条は、鬼北町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表では3ページになります。

内容は、第2条第2項第3号については、地方公務員法第22条の改正に伴い、同法の規定を引用して、条件付採用について定めている規定について引用条項の改正を行うものであります。

次に、第4条は、鬼北町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表では4ページになります。

第2条第2項第3号については、先ほどと同じ、第3条と同じく地方公務員法第22条の改正に伴うもので、引用条項の改正を行うものであります。

次の第5条になりますので、鬼北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表5ページになります。

第3条については、会計年度任用職員の任期が、1会計年度限りとされることに伴い、休職の期間について第4項を加えるものでございます。

次に、第6条は、鬼北町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

議案20ページになります。新旧対照表では6ページのほうになります。

第3条については、パートタイムの会計年度任用職員には給料ではなく、報酬を支給することになりますので、その旨を規定に加えるものでございます。

次に、第7条で、鬼北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。19条については、地方公務員法第24条第5項の規定により、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件について条例で定める必要があります。今回の職の整理によって、再任用短時間勤務職員を除いた非常勤職員は会計年度任用職員のみとなるため、規定を整備するものであります。

次に、第8条は、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。議案20ページから25ページまでになります。新旧対照表では8ページから17ページになります。

この条例につきましては、育児休業及び部分休業をすることができない非常勤の範囲を定めること、1歳から1歳6か月までの間で育児休業の終期を定めることなど、及び育児休業をしている職員の期末手当等の支給と育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整からは、会計年度任用職員は除く規定等を整備するものであります。

第9条は、鬼北町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表では18ページのほうになります。

第5条につきましては、改正後の地方公務員法では、フルタイムの会計年度任用職員は、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたところであります。これに伴い、報酬が日額で定めている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものであります。

次に、第10条は、鬼北町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表では、19ページになりまして、第20条については、会計年度任用職員の給与は他の常勤職員との均衡や当該会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮して定め

るものであることを条例で明記するものであります。

次に、11条、鬼北町職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表では20ページになりまして、第1条については、フルタイムの会計年度任用職員は、常勤職員と同様に旅費が支給されることとなりますので、第1条で規定する職員の範囲にフルタイムの会計年度任用職員を加える改正でございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めるものでございまして、この条例は、令和2年4月1日から施行すると定めるものであります。また、附則の2につきましては、第9条の鬼北町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置の規定をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第54号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につ

いてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第54号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、議案第54号、鬼北町条例第12号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、御説明をいたします。

今回の関係条例の整理につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている制度について所要の整備を行うもので、関係条例について一括して改正する方式をとっております。

改正の内容につきまして御説明いたしますので、議案の27ページをご覧ください。

鬼北町条例第12号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1条の改正内容について御説明いたしますので、お配りしております新旧対照表のほうもあわせてご覧いただきますようお願いいたします。

まず、1ページの第1条は、鬼北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第5条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改めるものであります。鬼北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第5条におきましては、地方公務員法第16条第2号を引用して失職の特例を規定しておりますが、同法第16条第1号に規定する成年被後見人、または被補佐人の1号が削られることにより、条例の一部を改正するものであります。

以下、条例の一部改正につきましても、同様の改正方法でございますので、27ページの本文と別表の新旧対照表をあわせてご覧いただきますようお願いいたします。

鬼北町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表では2ページから4ページになります。

第19条第1項及び第4項については、職員の期末手当の基準日等についての規定はございますが、引用する地方公務員法第16条第1号に規定する成年被後見人、または被補佐人の1号が削られることに伴う所要の整備であります。

これ以降、第19条の2第2号、19条の4、第21条のいずれかの改正につきましても、引用する地方公務員法第16条第1号に規定する成年被後見人、または被補佐人第1号が削られることに伴う所要の整備であります。

次に、新旧対照表の5ページをお開きください。

鬼北町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正であります。

第12条については期末手当、13条については勤勉手当の規定でございますが、いずれも引用する地方公務員法第16条第1号に規定する成年被後見人、または被補佐人の1号が削られることに伴う所要の整備であります。

次に、第4条のほうになります。

鬼北町職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。第3条第3項については、職員の旅費の支給についての規定でございますが、引用する地方公務員法第16条第1号に規定する成年被後見人、または被補佐人の1号が削られることに伴う所要の整備であります。

次に、第5条になります。

鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。第8条は、消防団員の欠格事項についての規定でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、第8条第1号に規定する成年被後見人、または被補佐人の規定を削り、同条第2号以降の号を1号ずつ繰り上げるものです。繰り上げる2号以降の改正及び第9条の改正につきましては、所要の整備であります。

議案のほうの27ページをお開きください。

附則についてでありますけれども、附則につきましては、この条例の施行期日を定めるものでありまして、この条例は、令和元年12月14日から施行すると定めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第55号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第55号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和元年人事院勧告に基づく給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

議案第55号、鬼北町条例第13号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案の28ページをお開きください。

今回の改正は、令和元年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に準じて、一般職について勤勉手当を100分の5引き上げ、また月例給につきましては、初任給で約2,000円、若年層で約1,500円引き上げを基本的に改定を行い、全体の改定率を0.1%とする改正を行うものであります。説明は新旧対照表で行います。

鬼北町職員の給与に関する条例。新旧対照表第1条関係の1ページをご覧ください。

鬼北町職員の給与に関する条例第19条の4は、勤勉手当について規定したのですが、第2項第1号中、再任用職員以外の職員について現行「100分の92.5」を「100分の5」引き上げ、「100分の97.5」とするものです。

次に、2ページにまいりまして、第2条関係の新旧対照表になります。

19条の4第2項第1号中、再任用職員以外の職員について、今回の第1条で改正された「100分の97.5」を、令和2年から6月と12月に支給する勤勉手当を「100分の95」とするものであります。

議案の29ページに戻っていただきまして、第1条の別表第1から35ページの別表3までの各給料表につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、初任給で約2,000円、若年層で約1,500円引き上げを基本的に改定を行い、全体の改定率を0.1%としておりまして、従来勧告のとおり、若年層に厚い配分となっております。

以下については、お目通しをお願いいたします。

議案の40ページをあけてください。

附則、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するとするものであります。

附則、第2項は、給料表の適用については、平成31年4月1日から適用し、勤勉手当については、令和元年12月1日から適用する旨を規定するものであります。

附則、第3項につきましては、平成31年4月1日から支払われた給与は、改正後に支払われるべき給与の内払いとする旨を規定するもので、差額支給を定めたものではありません。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第55号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第56号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、議案第56号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものがあります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○町民生活課長(古谷忠志君)

それでは、議案第56号、鬼北町条例第14号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書41ページをお

開きください。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

本条例は、ある一定規模以上の被害が生じた際に行う災害援護資金による貸付に関する規定を定めたものでありますが、貸付金の償還金の支払い猶予、償還免除等については、法令の規定によると定めるものです。

別紙の新旧対照表をご覧ください。

本条例第15条は、災害援護資金貸付金の償還等について規定したものでありますが、今回の改正は、同条第3項を、左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改めるものであります。

改正後の条文中の法第13条は、償還金の支払い猶予についての規定であり、貸付を受けた者が災害、その他やむを得ない事情があると認められるときは、償還金の支払いを1年間猶予することができるものとされているものです。

次の法第14条第1項は、償還の免除事由としては、これまで死亡、または重度障害の場合が規定されていましたが、これらに加えまして、新たに破産手続、または再生手続の開始決定を受けたときについても、特別なことがない限り、償還未済額の全部、または一部の償還を免除することができるものとされているものです。

次に、法第16条は、償還金の支払い猶予、または償還免除の判定に必要なときは、貸付を受けた者、または保証人の収入、または資産の状況について報告を求め、または官公署に対し、必要な書類の提供を求めることができるものとされているものです。

続いて、令第8条は、償還金の一時償還について規定したのですが、貸付を受けた者が偽りや不正な手段により貸付を受けたときや、償還金の支払いを怠ったときは、償還金の全部、または一部の一時償還を請求することができるものとされているものです。

次に、令第9条は、違約金について規定したのですが、貸付を受けた者が支払い期日に償還金を支払わなかったときは、災害、その他、やむを得ない理由以外の場合には、延滞元利金額に年5%の割合の違約金を延滞日数に応じ徴収するとされているものです。

最後の令第12条は、償還金の支払い猶予について、法律で定める災害以外のやむを得ない理由としては、盗難、疾病、負傷、その他、市町村がやむを得ないと認める事情があるときと規定されているものです。

内容説明については、以上です。

議案書42ページにお戻りください。

附則について御説明いたします。附則、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第14号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第57号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第57号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

それでは、議案第57号、鬼北町条例第15号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及  
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますの  
で、議案書43ページをお開きください。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省  
令が交付施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

本条例は、当町には該当する事業所はありませんが、市町村が事業所の認可を行う  
ゼロ歳から2歳児を対象とした家庭的保育事業、事業所内保育事業等を行う事業所の  
設備及び運営に関する基準を定めたものであります。

別紙の新旧対照表をご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改  
めるものであります。

2ページ、3ページをお開きください。

家庭的保育事業等を行う事業所については、集団保育を体験させるための機会の提  
供や職員の病気、休暇等により、保育が提供できない場合にかわって保育を提供する  
こと、卒園後も3歳児以上の児童を保護者の希望により、引き続き教育、または保育  
を行うことを目的として、保育所、幼稚園、認定こども園を連携施設として確保して  
いくことと規定されております。

この第6条は、事業所と保育所等との連携について規定したものでありますが、同  
条に新たに加える第2項及び第3項は、事業所の職員の病気や休暇等により、事業所  
において保育が提供できない場合に、かわりに保育を提供する代替施設として、その  
対象が保育所、幼稚園、認定こども園に限定されておりましたが、その確保が著しく  
困難であると認められる場合には、一定用件のもとであれば、小規模保育事業A型、  
B型、または事業所内保育事業を行う事業所等との連携でも認められることとなった  
ため、その旨を規定するものです。

また、新たに加える同条第4項及び第5項は、家庭的保育事業者等による卒園後の  
受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認められるときは、卒園後  
の受け皿の提供を行う保育所等の連携施設の確保を不要とすることとし、ただし、そ  
の場合は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設、または地方  
自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるも

のを卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行うものとして、適切に確保しなければならないことを規定するものです。

4 ページをご覧ください。

居宅訪問型保育事業以外の家庭保育事業者は、児童に提供する食事については、原則、事業所内で調理する方法により行わなければならないとされております。

第16条は、事業所における食事の提供の特例について規定したものでありますが、新たに加える同条第2項第4号は、これまで特例として連携する保育所等からの外部搬入もできることとなっておりましたが、これに加えて、保育所等の教育保育施設から調理業務を受託している事業者で、衛生面、栄養面、アレルギーへの配慮など適切に遂行できる能力があると町が認めた者からの外部搬入を認めることができることとなったため、その旨を規定するものです。

5 ページをご覧ください。

第45条は、先に申しました、事業所の連携施設に関する特例について規定したのですが、新たに加える同条第2項は、満3歳児以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所で、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとなったため、その旨を規定するものです。

5 ページから6 ページの附則第2条は、食事の提供の経過措置について規定したものでありますが、同条第1項において制度施行日の前日、平成27年3月31日時点で保育事業を営んでいた者が、施行日後の家庭的保育事業等の認可を受けた場合、施行日から5年間は自園調理以外による食事の提供でも可、調理設備を設置しなくても可、調理員を配置しなくても可という経過措置が設けられていましたが、同条第2項として、食事の提供を自園調理で行うための必要な体制を確保することに努めなければならないという努力義務を課しつつ、第1項の経過措置を5年間延長し、10年間とするという規定を新たに加えるものです。

6 ページから7 ページの附則第3条は、連携施設に関する経過措置について規定したのですが、家庭的保育事業等を行う事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると町が認める場合は、新制度施行日から5年間は連携施設を確保しなくてもよいとされていたものを、改正により10年間に延長するものです。

内容説明は以上です。

議案書45ページにお戻りください。附則について御説明いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第15号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第58号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第58号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく

お願い申し上げます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

それでは、議案第58号、鬼北町条例第16号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書46ページお開きください。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、児童福祉法の規定による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めたものでありますが、当町では、この事業所として放課後児童クラブがございます。別紙の新旧対照表をご覧ください。

本条例第10条は、事業所の職員について規定したものでありますが、今回の改正は、同条第3項について、左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改めるものであります。

改正の内容は、事業所に置く支援員については、これまで保育士の資格を有する者等であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないと規定されておりましたが、令和元年度からは、政令指定都市についても放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなったことに伴い、政令都市の長が行う研修を修了した者についても資格要件として加えるものであります。

内容説明は以上です。

議案書47ページにお戻りください。附則について御説明いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第16号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第58号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開を2時35分とします。

休憩 午後 2時23分

---

再開 午後 2時35分

○議長(渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます

日程第14、議案第59号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第59号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

家族形態の変化に伴い、指定袋の種別等の見直しが必要となったため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○環境保全課長(高田達也君)

それでは、議案第59号、鬼北町条例第17号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、現行の指定袋大小に加え、中袋を設けることとしたため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、添付しております新旧対照表で説明いたします。

別表第1、第13条関係は、家庭から排出される一般廃棄物の処理手数料について定めたものです。

現行の指定袋小について下線で示す20枚入り袋600円、10枚入り袋300円を、右表の改正後に示します20枚入り袋400円、10枚入り袋200円とし、新たに指定袋中を設け、処理手数料を20枚入り袋600円、10枚入り袋300円とするものです。

また、別表第4、第22条関係は、町が処理することができる産業廃棄物の処理手数料について定めたもので、20枚入り袋について、別表1と同様の改正を行うものです。

議案書、49ページにお帰りください。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第60号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第60号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（上田 司君）

それでは、鬼北町条例第18号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

51ページをお開きください。

今回の改正は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

説明は、お配りしております別紙新旧対照表資料議案第60号で行いますので、ご覧いただきたいと思っております。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正案の欄に掲げる規定で、下線で示すように改正するものであります。

今回、第32条中「第5条」を「第6条」に改め、また、別表第7中「者」の次に「（指定の更新に係る場合を含む。）」を加えるよう改正いたしました。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第18号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第61号、鬼北町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、議案第61号、鬼北町過疎地域自立促進計画の一部変更について、提案理由の説明をいたします。

平成27年度に策定した鬼北町過疎地域自立促進計画について、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制を構築することを目的とし、鬼北町広見保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置する必要があるため、当該計画の一部を変更するものであります。

詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

それでは、議案第61号、鬼北町過疎地域自立促進計画の一部変更について提案内容の説明をいたします。

当事業におきましては、財源は過疎債の充当することとしており、当初計画に搭載

しておりませんので、同計画の一部の変更を行う必要が生じたため、計画変更について議会の承認をお願いするものであります。

それでは、議案書53ページをお開きください。

小さい30の数字は、鬼北町過疎地域自立促進計画書のページをお示ししております。今回の追加変更は、計画書30ページの(3)事業計画、平成28年度から平成32年度について自立促進施策分。

下線で示しております事業名(7)市町村保健センター及び母子健康センター。事業内容欄の保健センター等施設整備事業。事業主体の欄、鬼北町を追加するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第61号、鬼北町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第62号、工事変更請負契約(平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事)の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第17、議案第62号、工事変更請負契約（平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事）の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和元年5月15日付、請負契約を締結した、平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事について、消費税率及び地方消費税率が引き上げられたことに伴い、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事。

2. 契約の金額 変更前1億1,115万586円。変更後1億1,320万8,930円。

3. 契約の相手方 愛媛県松山市恵原町甲67番地1。株式会社黒石ネット。代表取締役、黒石侑希であります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号、工事変更請負契約（平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事）の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第63号、工事変更請負契約(鬼北町公営住宅栄町団地新築工事A棟)の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第18、議案第63号、工事変更請負契約(鬼北町公営住宅栄町団地新築工事A棟)の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和元年9月18日付、請負契約を締結した鬼北町公営住宅栄町団地新築工事A棟について、消費税率及び地方消費税率が引き上げられたことに伴い、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 鬼北町公営住宅栄町団地新築工事A棟。

2. 契約の金額 変更前4,860万円、変更後4,950万円。

3. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地1。愛媛建設株式会社。代表取締役、坂本信哉であります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第63号、工事変更請負契約（鬼北町公営住宅栄町団地新築工事A棟）の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第64号、財産の取得の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第19、議案第64号、財産の取得の変更の締結について、提案理由の説明をいたします。

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、ごみ収集運搬車の取得価格を変更したいので、鬼北町議会議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 ごみ収集運搬車（パッカー車）。
2. 備品内訳 車両1台。
3. 変更前取得金額 628万5,600円。
4. 変更後取得金額 640万2,000円。
5. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字上鍵山91番地。株式会社日吉自動車。代表取締役、林武男であります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第64号、財産の取得の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日13日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○事務局長(谷口浩司君)

起立願います。

礼。

(午後 2時54分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 9 番）

鬼北町議会議員（ 10 番）